

練馬区指導検査報告書

【令和7年度（2025年度）】

令和8年（2026年）6月

練馬区

～ はじめに ～

地域主権改革に伴う社会福祉法の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から、練馬区内のみで事業を行う社会福祉法人の所轄庁として練馬区が社会福祉法人の認可や指導監査を行っています。

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき、「社会福祉事業を行うことを目的として」設立された公益的な法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としての役割が期待されています。

現在、福祉ニーズの多様化・複雑化などに伴い社会福祉制度が大きく変わり、社会福祉法人だけでなく、NPO 法人や民間企業など様々な事業者が福祉サービスを提供しています。

指導監査・検査は、社会福祉法人、福祉サービスを提供する事業者等を対象として、適正な法人・施設運営と社会福祉事業の健全な経営の確保等を図ることを目的として実施するもので、地域における社会福祉サービスの水準の向上を目標として行っています。

本報告書は、令和 7 年度における「社会福祉法人の指導監査」、「障害福祉サービスの指導」、「保育サービスの指導検査」および「介護サービスの指導」の実施結果をまとめたものです。広く区民の皆様にご覧いただき、社会福祉法人および社会福祉施設等の運営状況を知っていただくとともに、事業者の皆様におかれましては、今後の適正な法人・施設運営の参考資料としてご活用いただければ幸いです。

練馬区福祉部指導検査担当課

目次

第1	指導検査とは	
1	社会福祉法人の指導監査	1
2	障害福祉サービスの指導	1
3	保育サービスの指導検査	2
4	介護サービスの指導	3
5	指導検査の流れ	5
6	法人指導監査と施設・サービス指導検査	6
7	指導検査担当課の係別業務内容	6
第2	令和7年度指導検査の概要と結果	
1	社会福祉法人の指導監査	7
2	障害福祉サービスの指導	14
3	保育サービスの指導検査	25
4	介護サービスの指導	32
5	結果の公表	47
第3	資料編	
○	練馬区社会福祉法人指導監査実施要領	48
○	令和7年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施方針・実施計画	52
○	練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱	55
○	令和7年度 練馬区障害福祉サービス事業者等指導実施方針・実施計画	59
○	練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱	62
○	練馬区保育所等指導検査実施要綱	66
○	令和7年度 練馬区保育サービス指導検査実施方針・実施計画	70
○	練馬区介護サービス事業者等指導および監査実施要綱	74
○	令和7年度 練馬区介護保険施設等指導実施方針・実施計画	84
第4	指導検査関連ホームページ	89

第1 指導検査とは

1 社会福祉法人の指導監査

(1) 指導監査の目的

適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施します。

[主な根拠法令等]

○社会福祉法第56条第1項

○社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（国通知）

(2) 指導監査の種類

目的や実施方法等により、以下の2つに分類されます。なお、指導監査の他に、年1回、法人説明会を実施しています。

ア 一般監査

法人の所在地において定期的に行う、一般的な監査（原則として3年に1回実施）

イ 特別監査

運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時行う監査

(3) 指導監査の対象（令和7年4月1日現在）

区が所轄する社会福祉法人 26法人

2 障害福祉サービスの指導

(1) 指導の目的

基準等の適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保および自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とします。

[主な根拠法令等]

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第10条第1項【障害福祉サービス、相談支援】

○児童福祉法第57条の3の2第1項【障害児通所支援、障害児相談支援】

○練馬区地域生活支援事業実施要綱第114条【移動支援】

(2) 指導の種類

実施方法等により、以下の3つに分類されます。

ア 運営指導

事業所の所在地において、関係書類の閲覧、関係者からの面談等の方法により実施（原則として3年に1回実施）

イ 集団指導

自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、動画配信等の方式で実施

ウ 監査

法令等の違反、著しく適正を欠いた運営を疑われる場合または改善が長期にわたって認められない場合に実施

(3) 運営指導の対象（令和7年4月1日現在）

ア 区が所轄する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス等（50）

イ 区が指定・登録する障害福祉サービス等

計画相談支援（43）、障害児相談支援（22）

基準該当サービス（14）

地域生活支援（移動支援・日中一時支援）（311）

移動支援の登録がある居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護（291）

※ 上記以外のサービスについて、従業者や区民から通報があった場合等は、区が運営指導に入ることがあります。

3 保育サービスの指導検査

(1) 指導検査の目的

特定教育・保育施設および特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）ならびに特定子ども・子育て支援施設の適正かつ円滑な運営および保育サービスの質の確保ならびに施設型給付費（委託費）、地域型保育給付費等の適正化を図ることを目的とします。

[主な根拠法令等]

○児童福祉法第34条の17第1項

○子ども・子育て支援法第14条第1項（第30条の3において準用する場合を含む。）、第38条第1項、第50条第1項および第58条の8第1項

(2) 指導検査の種類

ア 一般指導検査

施設の所在地において、関係書類の閲覧、関係者からの面談等の方法により実施

イ 特別指導検査

法令等の違反、著しく適正を欠いた運営が疑われる場合や度重なる一般指導検査

によっても改善の措置が認められない場合に実施

ウ 集団指導

過去の指導検査における指導事例等について、動画配信等の方式で実施

(3) 指導検査の対象（令和7年4月1日現在）

ア 特定教育・保育施設（認可保育所） 148 施設

イ 特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）
89 施設

ウ 特定子ども・子育て支援施設等（認可外保育施設（認証保育所を含む）、一時預かり事業） 66 施設

4 介護サービスの指導

(1) 指導の目的

介護保険施設等に対して行う介護給付等に係る居宅サービス等の内容、介護給付等に係る費用の請求ならびに業務管理体制の整備等に関し、法令、通達等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保と利用者保護、介護給付等の適正化および業務管理体制の適正な整備・運用を図ることを目的とします。

[主な根拠法令等]

○介護保険法第23条

(2) 指導の類型

ア 運営指導

事業所に赴き、実地において、指導基準等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で実施

イ 集団指導

介護給付費等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容および過去の指導事例等について、動画配信等の方式で実施

ウ 監査

介護給付等対象サービスの内容について、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合、もしくはその疑いがあると認められる場合または介護報酬等の請求について不正もしくは著しい不当が疑われる場合等において実施

(3) 運営指導の対象（令和7年4月1日現在）

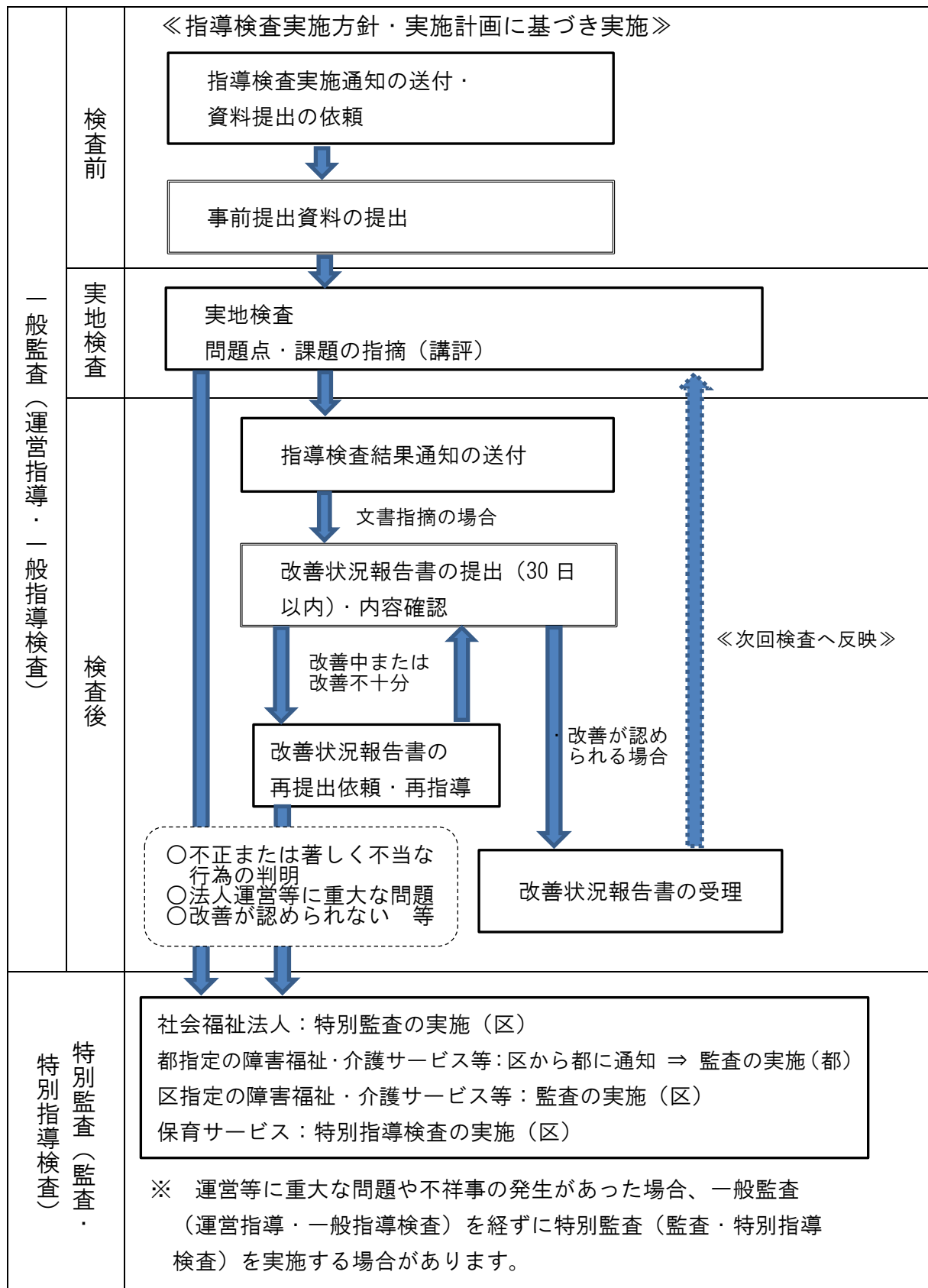
ア 居宅サービス 314 事業所

イ 地域密着型サービス 169 事業所

ウ	居宅介護支援	176 事業所
エ	施設サービス	27 施設
オ	介護予防支援	28 事業所

※ 上記以外のサービスについて、従業者や区民から通報があった場合等は、区が運営指導に入ることがあります。

5 指導検査の流れ



6 法人指導監査と施設・サービス指導検査

練馬区が行う指導検査は、大きく分けて以下の2つがあります。

	実施主体	法的根拠	主な目的	主な監査・検査事項
(1) 社会福祉法人の指導監査	練馬区	社会福祉法 第56条第1項	適正な法人運営と健全な経営の確保	定款、役員等、法人全体の予算・決算等の法人全体の運営に関すること。
(2) 施設・サービス指導検査	東京都 練馬区	社会福祉法 介護保険法 老人福祉法 子ども・子育て支援法 児童福祉法 障害者総合支援法	施設の適正かつ円滑な運営およびサービスの質の確保	措置費、介護給付費等の算定、使途や利用者への処遇、支援の状況等のサービス内容に関する事。

この報告書の対象は、社会福祉法人の指導監査ならびに障害福祉サービス、保育サービスおよび介護サービスを対象とした検査です。

なお、「社会福祉法人の指導監査」の実施主体は練馬区、「施設・サービス指導検査」の実施主体は東京都および練馬区となります。同一年度内に双方の検査（施設・サービス指導検査は、法人本部に所在する施設の検査に限る。）が予定されている場合は、可能なかぎり一体的（同日等）に検査を行うように努めています。

7 指導検査担当課の係別業務内容

係名	主な業務内容
社会福祉法人係	1 社会福祉法人の認可に関する事。 2 社会福祉連携推進法人の認定に関する事。 3 社会福祉法人の指導監査に関する事。 4 社会福祉連携推進法人の指導監査に関する事。 5 社会福祉法人等の会計に関する事。
障害福祉サービス検査係	1 障害福祉サービス事業者の指導検査に関する事。
保育サービス検査係	1 保育サービス事業者の指導検査に関する事。
介護サービス検査第一・第二係	1 介護サービス事業者の指導検査に関する事。

第2 令和7年度指導検査の概要と結果

1 社会福祉法人の指導監査

(1) 令和7年度指導監査の基本方針・重点項目

令和7年度の指導監査の基本方針・重点項目は以下のとおりです。

令和7年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施方針・実施計画（抜粋）

1 （省略）

2 基本方針

指導監査は、社会福祉法その他の法令等の規定に基づき、法人運営や事業経営について監査を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としている。

平成28年の社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の向上に主眼を置いた監査を実施する。指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導に留まることなく、具体的な根拠を示して行う。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

3 一般監査の重点項目

(1) 法人運営

ア 評議員・評議員会

(7) 定款に定めるところにより、法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。

(イ) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。

イ 理事

(7) 理事として含まれていなければならない者が適正な手続きに基づいて選任されているか。

(イ) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。

ウ 監事

(7) 監事として含まれていなければならない者が適正な手続きに基づいて選任されているか。

(イ) 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。

エ 理事会

(7) 決議が必要な事項について決議が行われているか。(評議員会の日時、場所および議題・議案の決定、多額の借財、競業および利益相反取引の承認、役員等のために締結される保険契約の内容の決定等)

(イ) 実際に開催された理事会において、必要な回数以上、理事長等が職務執行に関する報告をしているか。

(ウ) 実質的な審議が行われているか。

エ 報酬

支払われた報酬等の額について報酬等の支給基準に根拠があるか。

(2) 事業

ア 「地域における公益的な取組」を実施し、地域住民に対し、積極的な情報発信を行っているか。

イ 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。

(3) 会計

ア 経理規程が遵守されているか。

イ 内部牽制に配慮した体制に基づき、適正な会計事務処理が行われているか。

ウ 附属明細書と計算書類の金額が一致しているか。

(4) その他

ア 法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。

イ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

ウ 随意契約は、通知や経理規程に基づき適正に行われているか。契約書や請書等は作成されているか。

エ 財務状況に問題はないか。

4 省略

5 省略

(2) 令和7年度指導監査実施数

一般監査11法人(26法人中)

(3) 令和7年度指導監査の実施結果まとめ

ア 指導監査の実施結果

練馬区が所轄する26法人のうち、11法人に対して一般監査を行いました。

7法人の指導監査は、障害・保育・介護の各施設検査と一体的に実施しました。

また、社会福祉法人説明会はYouTubeで動画を配信する方式で行いました。

(ア) 指導監査

年度	監査対象数 (a)	一般監査実施数 (b)	特別監査実施数 (c)	監査実施率 (b + c / a)
7年度	26 法人	11 法人	0 法人	42%
6年度	26 法人	8 法人	0 法人	31%
5年度	26 法人	7 法人	0 法人	27%
4年度	26 法人	12 法人	0 法人	46%
3年度	26 法人	8 法人	1 法人	35%

(イ) 社会福祉法人説明会

年度	テーマ	参加法人数
7年度	・ 評議員・理事・監事の役割と責任 ・ 評議員会と理事会の決議事項の違い ・ 稟議書の作成方法	YouTube 動画配信 26 法人
6年度	・ 令和6年度指導監査の主な指摘事項とポイント ・ 契約のきほん ・ 月次決算を活用した経営状況の把握	YouTube 動画配信 26 法人
5年度	・ 法人監査後の対応について ・ 運営・会計のポイント～今年度の指摘事項から～ ・ こんなときどうする?～よくあるお問合せから～	YouTube 動画配信 26 法人
4年度	・ 社会福祉法人のガバナンスと事業承継について ・ 社会福祉法人の運営・会計のポイント ・ 令和4年度指導監査の主な指摘事項	YouTube 動画配信 26 法人
3年度	・ 社会福祉法人経営のポイント ・ 社会福祉法人の運営実務 ・ 社会福祉法人の会計実務	YouTube 動画配信 26 法人

イ 指摘種別

法令または通知等の違反が認められる場合は、原則として、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導しています。(文書指摘)

違反の程度が軽微な場合または文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導しています。(口頭指摘)

一般監査を実施した11法人のうち、文書指摘を行ったのは7法人で、文書指摘件数は11件でした。文書指摘を行った法人については、結果通知到達後30日以内に改善の事実を客観的に証明する書類が添付された改善状況報告書の提出を求め、改善状況の確認を行っています。また、必要と認める場合には、法人事務所等実地において確認を行っています。

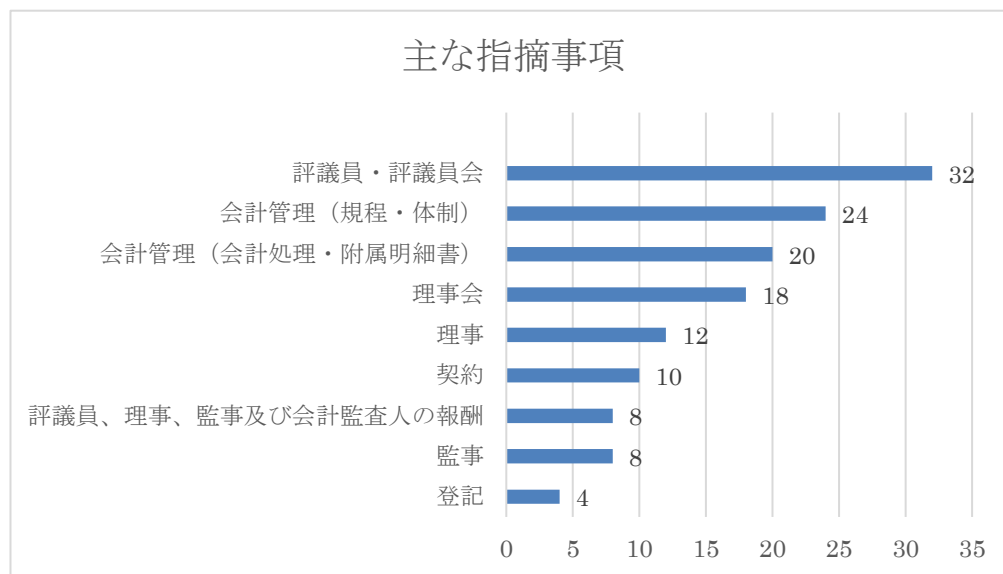
※カッコ内はうち特別監査の件数

年度	指導監査 実施数	文書指摘		口頭指摘	
		指摘した 法人数	指摘件数	指摘した 法人数	指摘件数
7年度	11 法人	7 法人	11 件	11 法人	136 件
6年度	8 法人	5 法人	13 件	8 法人	87 件
5年度	7 法人	3 法人	6 件	5 法人	23 件
4年度	12 法人	7 法人	14 件	12 法人	106 件
3年度	9 法人 (1 法人)	8 法人 (1 法人)	17 件 (3 件)	8 法人	70 件

(4) 一般監査での主な指摘事項

ア 主な指摘事項

一般監査で指摘を行った 11 法人（文書指摘 11 件、口頭指摘 136 件）のうち、主な指摘事項はつぎのとおりです。



イ 指導監査での主な指摘事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

監査項目	具体的事例	該当件数
評議員・評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の開催にあたり、日時・議案等を理事会で決議していない。 ・ 定時評議員会の開催日は理事会と 2 週間（中 14 日間）以上の間隔を確保すること。 <p>【法第 45 条第 10 項により準用される一般法人法第 181 条、第 182 条、規則第 2 条の 12、ガイドライン I-3(2)1】</p>	32

	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会において、事業報告は決議事項ではなく報告事項とすること。 <p>【法第 45 条の 8 第 2 項、法第 45 条の 30 第 3 項、ガイドライン I-3(2)2】</p>	
--	--	--

【ポイント】

- 評議員会の招集にあたっては、定時評議員会は二週間前（中 14 日）、そのほかの評議員会は開催日の一週間前（中 7 日）までに日時および場所等を理事会の決議により定めなくてはなりません。また、理事は、原則として 1 週間前（中 7 日）までに各評議員へ招集を通知する必要があります。
- 評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができます。定時評議員会に提出された事業報告については、定款において承認が必要と定めた場合を除き、承認は不要ですが、理事による報告が必要となります。

監査項目	具体的事例	該当件数
会計管理 （規程・体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・経理規程およびその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。 <p>【留意事項 1 の(4)、ガイドライン III-3(2)1】</p>	24

【ポイント】

- 経理規程は、法令等および定款に定めるもののほか、法人が会計処理を行うために必要な事項について定めるものです。また、経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められます。

監査項目	具体的事例	該当件数
会計管理 （会計処理・附属明細書等）	<ul style="list-style-type: none"> ・計算書類の作成にあたっては、適切な勘定科目を用いること。 <p>【会計省令第 18 条、第 24 条、第 28 条、ガイドライン III-3(3)3】</p>	20

【ポイント】

- 計算書類の作成にあたっては、会計省令の別表で定められた適切な勘定科目を用いてください。

監査項目	具体的事例	該当件数
理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員を改選する定時評議員会後に理事会を同日開催する場合は、役員への招集通知は省略の方法により行い、役員全員から省略の同意を得た証跡を残すこと。 <p>【法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 94</p>	18

	条第2項、ガイドラインI-6(1)1】 ・理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。 【法第45条の13第4項、第5項、ガイドラインI-6(1)2】	
--	--	--

【ポイント】

- 役員を改選する定時評議員会後に理事会を同日開催する場合は、改選後の役員に対し7日以上前に招集通知を発出することができないため、役員全員から招集通知を省略することについて同意を得たうえで、その証跡を残す必要があります。
- 社会福祉法人の業務執行は、社会福祉法関係法令、通知、定款および法人で定めた内部規程に基づき、理事会の決議を経て、理事長等により行われるものであるため、理事会の決議を要する事項については、漏れなく決議を行う必要があります。

監査項目	具体的事例	該当件数
理事	・理事候補者が法に定める要件に該当する者であることを、理事を選任する評議員会で示していない。 【法第44条第4項、ガイドラインI-4(3)2】	12

【ポイント】

- 理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」が含まれていなければなりません。理事を選任する評議員会では、理事候補者がどの要件に該当する者であるか示したうえで選任されている必要があります。

監査項目	具体的事例	該当件数
契約	・随意契約をする場合において、経理規程で規定する複数業者からの見積もりを徴取していない。 【入札通知、ガイドラインⅢ-4(4)4】	10

【ポイント】

- 各法人の経理規程で定めている予定価格を超えないことを理由として随意契約をする場合においては、複数社の見積書を取得する必要があります。

監査項目	具体的事例	該当件数
評議員、理事、監事および会計監査人の報酬	・理事、監事および評議員の報酬等の支給基準において、支給の方法（支給の時期や手段）について規定すること。 【法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42、ガイ	8

	ドライン I-8(2)1】	
--	---------------	--

【ポイント】

○評議員の報酬等の支給基準については、支給の方法（支給の時期や手段）及び形態について、定める必要があります。

監査項目	具体的事例	該当件数
監事	・ 監事候補者が法に定める要件に該当する者であることを、監事を選任する評議員会に示していない。 【法第 44 条第 5 項、ガイドライン I-5(2)3】	8

【ポイント】

○監事のうちには、「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」が含まれていなければなりません。監事を選任する評議員会では、監事候補者がどの要件に該当する者であるか示したうえで選任されている必要があります。

監査項目	具体的事例	該当件数
登記	・ 資産総額の変更登記は、毎事業年度の末日から 3 か月以内（毎年度 6 月末まで）に実施すること。 【法第 29 条、ガイドラインⅢ-4(4)3】	4

【ポイント】

○登記事項に変更がある場合は、政令の定めるところにより、変更の登記をしなければなりません。資産の総額については、毎事業年度の末日から 3 か月以内（毎年度 6 月末まで）に登記をする必要があります。

表の「具体的事例」での指導根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

略称	正式名称
法	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
一般法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
規則	社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）
ガイドライン	「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号）の別紙「指導監査ガイドライン」
会計省令	社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）
留意事項	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号）
入札通知	「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号）

2 障害福祉サービスの指導

(1) 令和7年度指導の基本方針・重点項目

令和7年度の指導の基本方針・重点項目は以下のとおりです。

令和7年度 練馬区障害福祉サービス事業者等指導実施方針・実施計画（抜粋）

1 (省略)

2 基本方針

指導は、障害者の日常生活及び社会生活総合的に支援するための法律その他の法令等の規定に基づき、適正かつ透明性のある事業運営の確保、利用者保護および障害福祉サービス等の質の向上を図ることに主眼を置いて実施する。指導に際しては、基準等に定めるサービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図るとともに、適切な助言・指導を行う。

3 運営指導

障害福祉サービス事業者等の事業所または施設の実地において検査し指導を行う。また、集団指導で提供した情報が事業者等の提供するサービスに適切に反映されているか確認する。

(1) 運営指導の重点項目

ア 適正かつ透明性のある事業運営の確保

- (ア) 職員配置基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。
- (イ) 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- (ウ) 自立支援給付費等の算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- (エ) 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- (オ) 業務継続計画（感染症、非常災害）の策定ならびに必要な研修、訓練および計画の見直しを行っているか。
- (カ) 計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所において、業務管理体制に関する事項を届け出ているか。また、適切な届出先となっているか。
- (キ) 感染症の予防およびまん延の防止のため、委員会の開催、研修および訓練を必要な回数実施するとともに、指針を整備する等必要な措置を講じているか。

イ 利用者保護とサービスの質の確保

- (ア) 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- (イ) 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止や身体拘束等の適正化のため、担当者の設置や委員会

の開催等必要な体制等の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じているか。

(ウ) 施設入所支援や就労継続支援B型、共同生活援助等を行う事業所において、非常災害時の対応についての具体的な防災計画を立てているか。また、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

(エ) 苦情、事故、感染症および食中毒が発生した場合、適切に対応できる体制がとられているか。

(オ) サービス提供を開始するに当たり、内容および手続の説明ならびに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

(カ) 児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所において、各ガイドラインの遵守、安全計画の策定および支援プログラムの公表等がなされているか。

(2) (省略)

4・5・6 (省略)

(2) 令和7年度運営指導数

84 事業所 (731 事業所中)

(3) 令和7年度指導の実施結果まとめ

ア 指導の実施結果

障害福祉サービス等については、全体の11%に当たる84事業所に対して運営指導を行いました。また、集団指導は、YouTubeで動画を配信する方式で行いました。

(ア) 運営指導

年度	対象数 (a)	運営指導数 (b)	運営指導実施率 (b/a)
7年度	731 事業所	84 事業所	11%
6年度	692 事業所	100 事業所	14%
5年度	398 事業所	97 事業所	24%
4年度	423 事業所	91 事業所	22%
3年度	397 事業所	60 事業所	15%

サービス別の区内事業所数および運営指導数はずぎのとおりです。

事業名称	事業所数		運営指導数
	区内事業所数	運営指導対象数	7年度
居宅介護 ◎★	181	138	14
重度訪問介護 ◎★	158	118	14
同行援護 ◎	41	39	2
行動援護 ◎	6	4	0
療養介護	0	0	0
生活介護 ★	27	2	1
短期入所 ★	16	3	1
重度障害者等包括支援	0	0	0
自立訓練	4	0	0
就労移行支援 ★	7	2	1
就労継続支援 A型	6	0	0
就労継続支援 B型 ★	40	15	5
就労定着支援 ★	5	1	1
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助 ★	47	5	1
施設入所支援 ★	6	1	1
児童発達支援 ★	36	4	0
放課後等デイサービス ★	52	2	0
居宅等訪問型児童発達支援	1	0	0
保育所等訪問支援 ★	7	1	0
地域移行支援 ★	6	3	2
地域定着支援 ★	6	3	2
計画相談支援	43	43	18
障害児相談支援	22	22	7
基準該当サービス	14	14	0
移動支援 ☆	297	297	14
日中一時支援 ☆	14	14	0
合 計	1042	731	84

※◎印の運営指導対象は、移動支援の登録がある障害福祉サービス事業所。

★印の運営指導対象は、区が所轄する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業所。

☆印の障害福祉サービスは、区登録の区外事業所を含む。

(イ) 集団指導

年度	対象サービス	参加数
7年度	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援	503 事業所
	療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援	73 事業所
	共同生活援助、短期入所	58 事業所
	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	84 事業所
	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	66 事業所
6年度	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援	416 事業所
	療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援	77 事業所
	共同生活援助、短期入所	51 事業所
	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	71 事業所
	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	66 事業所
5年度	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援	423 事業所
	療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援	71 事業所
	共同生活援助、短期入所	42 事業所
	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	79 事業所
	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	58 事業所
4年度	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援	443 事業所

	療養介護、生活介護、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援、 就労定着支援	70 事業所
	共同生活援助、短期入所	44 事業所
	児童発達支援、保育所等訪問支援、 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	67 事業所
	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行 支援、地域定着支援	57 事業所
3 年度	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動 援護、重度障害者等包括支援、移動支援	403 事業所
	療養介護、生活介護、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援、 就労定着支援	65 事業所
	共同生活援助、短期入所	34 事業所
	児童発達支援、保育所等訪問支援、 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	69 事業所
	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行 支援、地域定着支援	51 事業所

※ 参加数は動画視聴後に受講確認書を提出した事業所数

(ウ) 指摘種別

運営指導を実施した 84 事業所のうち、文書指摘を行ったのは 24 事業所、文書指摘の件数は 56 件でした。文書指摘を行った事業所については、結果通知到達後 30 日以内に改善状況報告書の提出を求め、文書により改善状況を確認しています。

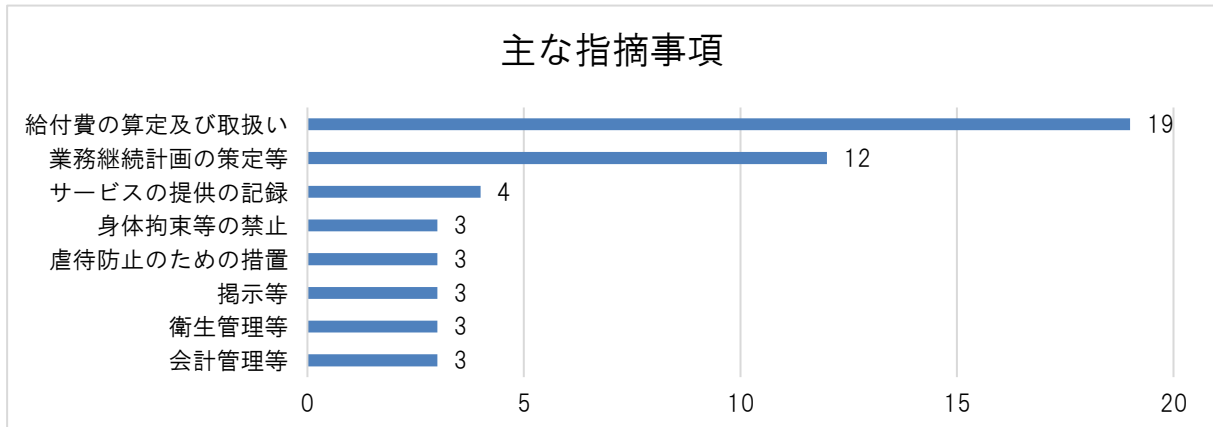
また 84 事業所に対して 484 件の口頭指導を行いました。口頭指導に対しては、文書での改善状況報告は求めませんが、改善を図るよう伝え、つぎの運営指導等で確認します。

年度	運営 指導数	文書指摘		口頭指導	
		指摘した 事業所数	指摘件数	指導した 事業所数	指導件数
7 年度	84 事業所	24 事業所	56 件	84 事業所	484 件
6 年度	100 事業所	55 事業所	61 件	100 事業所	606 件
5 年度	97 事業所	42 事業所	69 件	96 事業所	662 件
4 年度	91 事業所	43 事業所	66 件	91 事業所	550 件
3 年度	60 事業所	32 事業所	55 件	58 事業所	363 件

(4) 運営指導での主な指摘事項

ア 主な文書指摘事項

運営指導後に文書指摘を行った 24 事業所（56 件）のうち、主な文書指摘事項はつぎのとおりです。



イ 運営指導での主な文書指摘事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

検査項目	具体的事例	該当事業所数
給付費の算定及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画未策定減算を算定していない。 ・虐待防止措置未実施減算を算定していない。 ・身体拘束廃止未実施減算を算定していない。 ・集中支援加算について、適正に算定されていない。 ・情報公表対象サービスの情報を報告していない。 ・医療連携体制加算（Ⅲ）（Ⅳ）の算定が適正に行われていない。 <p>【厚労省告示第 124 号、厚労省告示第 125 号、厚労省告示第 523 号、支援法第 76 条の 3、児福法第 33 条の 18、他、障害者虐待の防止と対応の手引き、虐待防止体制の整備の徹底について、情報公表制度実施要綱】</p>	19

【ポイント】

○業務継続計画未策定減算について ※移動支援を除く

障害福祉サービス事業等を行う者は、感染症や非常災害の発生時においてもサービスを継続し、早期に業務再開できるよう業務継続計画を策定することが義務付けられています。業務継続計画（感染症・非常災害）を策定していない場合は減算の対象となり、令和 7 年 4 月に遡って、改善が確認されるまで基本報酬が減算になります。

○虐待防止措置未実施減算について ※移動支援を除く

次のいずれかに該当する場合は、虐待防止に係る取組が行われていないものとして減算の対象となり、事実が確認された日の翌月から最低 3 か月、それ以上は改善が確認されるまで基本報酬が減算になります。速やかに措置を講じ、虐待の発生または再発を防止するこ

とが必要です。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を設置していない。
- ・当該委員会を定期的（年1回以上）に開催し、その検討結果を従業者に周知していない。
- ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施していない。
- ・虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置していない。

○身体拘束廃止未実施減算について ※移動支援を除く

次のいずれかに該当する場合は、身体拘束等の適正化に係る取組が行われていないものとして減算の対象となり、事実が確認された日の翌月から最低3か月、それ以上は改善が確認されるまで基本報酬が減算になります。速やかに措置を講じ、身体拘束等の適正化を図ることが必要です。

- ・身体拘束等の適正化について検討する委員会（身体拘束等適正化委員会）を設置していない。
- ・当該委員会を定期的（年1回以上）に開催し、その検討結果を従業者に周知していない。
- ・身体拘束等の適正化に関する指針を整備していない。
- ・従業者に対し、身体拘束等防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施していない。
- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様、時間、利用者の心身の状況および緊急やむを得ない理由等について記録していない。

○集中支援加算（訪問）について ※計画相談支援・障害児相談支援

指定計画相談支援事業者は、計画相談支援の対象者や市町村等からの求めに応じ、月に2回以上、対象者等の居宅等を訪問（テレビ電話装置等を活用して本人や家族と面談することも可能ですが、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することが必要です）し、面接を行った年月日、場所、開始時刻・終了時刻および面接の内容の概要などの必要項目を記録した場合に、算定の対象となります。テレビ電話装置等を活用して面談を行っている場合においても、利用者の居宅等を月に1回は訪問していることが確認できるような記録が必要です。

○情報公表について ※移動支援を除く

障害福祉サービス事業等を行う者は、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、利用者が安心して利用できるために必要な情報を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事へ報告し、インターネット（障害福祉サービス等情報公表システム）上で公開する必要があります。未報告となっている場合は、情報公表未報告減算の対象となります。

また、報告を行った事業所についても、毎年度の更新が必要です。この更新を行っていない場合は口頭指導の対象となります。

○医療連携体制加算（Ⅲ）（Ⅳ）について

主治医の指示に基づいた個別支援計画により、看護師が事業所を訪問し、利用者に看護を提供するとともに、その提供状況を主治医へ定期的に報告することが必要です。このうち、医療連携体制加算（Ⅲ）については、看護師が利用者に対して2時間以上の看護を実施していることが必要であり、医療連携体制加算（Ⅳ）については、スコア表に記載された医

療行為が必要な利用者、または主治医の意見書により医療が必要と判断された利用者であること要件となります。これらの要件を満たしている場合に、1日あたり8人を上限とすることが必要です。

医療行為を必要とする利用者であることの確認や、主治医からの指示内容を書面で残し、個別支援計画等に記載のうえ、看護師と情報共有が必要です。また、看護の提供状況を記録し、主治医に定期的に報告することが必要です。

検査項目	具体的事例	該当事業所数
業務継続計画の策定等	(感染症) ・計画を策定していない。 ・従業員への周知をしていない。 ・研修および訓練を実施していない。 (自然災害) ・従業員への周知をしていない。 ・研修および訓練を実施していない。 【厚労省令第27号第28条の2、厚労省令第28号第20条の2、都条例第155号第12条の2】	12

【ポイント】

○業務継続計画を策定した後は、その内容を従業者に周知するとともに、当該計画に基づく研修、訓練および業務継続計画の見直しを定期的実施する必要があります。

検査項目	具体的事例	該当事業所数
サービスの提供の記録	・サービスの提供を行った際、提供したサービスの具体的内容等について記録が行われず、その提供内容について利用者から確認を受けていない。 【厚労省令第27号第15条】	4

【ポイント】

○サービスを提供した際は、提供日やサービス内容等を、提供内容（地域移行支援、地域定着支援等）ごとに分けて記載し、その都度記録することが必要です。

○記録した後は、利用者等から確認を受け、確認したことがわかるよう記録等をする必要があります。

検査項目	具体的事例	該当事業所数
身体拘束等の禁止	・身体拘束等適正化委員会を年1回以上開催していない。 ・委員会の結果を従業者に周知徹底していない。 【都条例第155号第35条の2、区地活登録要綱第36条の2 他障害者虐待の防止と対応の手引き】	3

【ポイント】

- 身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる必要があります。
 - ・身体的拘束等適正化委員会を設置し、定期的（年1回以上）に開催すること。
 - ・身体的拘束等適正化委員会で検討結果を従業者へ周知すること。
 - ・身体的拘束等の適正化に関する指針を整備すること。
 - ・従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- 身体拘束等適正化委員会および研修を実施した後は、記録することが必要です。

検査項目	具体的事例	該当事業所数
虐待防止等のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止委員会を年1回以上開催していない。 ・委員会の結果を従業者に周知徹底していない。 ・全従業者に虐待防止チェックリストを実施していない。 ・虐待防止通報先を掲示していない。 <p>【虐待防止法第15条、都条例第155号第40条、区地活登録要綱第41条、他障害者虐待の防止と対応の手引き、虐待防止体制の整備の徹底について】</p>	3

【ポイント】

- 障害福祉サービス事業等を行う者は、利用者の人権擁護および虐待の防止のため、次の措置を講じる必要があります。
 - ・運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めること。
 - ・虐待防止担当者（責任者等）を設置すること。
 - ・虐待防止委員会を設置し、定期的（年1回以上）に開催すること。
 - ・虐待防止委員会での検討結果を従業者へ周知すること。
 - ・全従業者を対象とした虐待防止研修および虐待防止チェックリストを定期的に（年1回以上）実施すること。
 - ・虐待防止の啓発を行うとともに、虐待通報先を掲示または備え付けること。
- 虐待防止のための措置に関する事項、虐待防止責任者等については、重要事項説明書にも記載し、利用者へ周知することが必要です。

検査項目	具体的事例	該当事業所数
掲示等	<ul style="list-style-type: none"> ・見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 <p>【都条例第136号第49条、都条例第155号第35条、区地活登録要綱第36条】</p>	3

【ポイント】

- 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他重要事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等）を掲示により周知する必要があります。（必要な掲示物は、サービスの種類により異なります。）
- 閲覧用のファイルを用意するなど、利用申込者等が手に取りやすい方法で備え付けることで、掲示に代えることも可能です。
- 運営規程や重要事項説明書等の内容を変更した場合は、掲示物等もあわせて変更することが必要です。

検査項目	具体的事例	該当事業所数
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染対策委員会を6月に1回以上開催していない。 ・ 感染症等対策委員会の結果を周知していない。 ・ 研修・訓練を実施していない。 【都条例第155号第34条、区地活登録要綱第35条】	3

【ポイント】

- 指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者および移動支援事業者は、感染症の予防およびまん延の防止のため、次の措置を講じる必要があります。
 - ・ 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を定期的（おおむね6月に1回以上）に開催し、その結果を従業員へ周知すること。
 - ・ 感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業員に対して、研修および訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。

検査項目	具体的事例	該当事業所数
会計管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の収入を認められない用途に充てている。 【指導監査ガイドライン、障発第1018003号】	3

【ポイント】

- 自立支援給付費を主な財源とする資金の繰入れについては、健全な施設経営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内においてのみ、他の社会福祉事業または公益事業へ資金を繰入れても差し支えないとされています。

表の「具体的事例」での指導根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

略称	正式名称
都条例第136号	東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年東京都条例第136号)
都条例第155号	東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

	(平成 24 年東京都条例第 155 号)
厚労省令第 27 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 27 号)
厚労省令第 28 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 28 号)
区地活登録要綱	練馬区地域生活支援事業の事業者登録基準に関する要綱 (平成 20 年 7 月 31 日 20 練福障第 10330 号)
支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)
支援法施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号)
児福法	児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号)
障害者虐待の防止と対応の手引き	「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和 6 年 7 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)
虐待防止体制の整備の徹底について	「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(令和 7 年 4 月 24 日付 7 福祉障施第 222 号)
厚労省告示第 124 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 124 号)
厚労省告示第 125 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号)
厚労省告示第 523 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 523 号)
障発第 1018003 号	障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて (平成 18 年 10 月 18 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
情報公表制度実施要綱	東京都障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱(平成 30 年 7 月 9 日 30 福保障地第 700 号, 1340 号)
指導監査ガイドライン	指導監査ガイドライン (社援発 0427 第 1 号平成 29 年 4 月 27 日)

3 保育サービスの指導検査

(1) 令和7年度指導検査の基本方針・重点項目

令和7年度の指導検査の基本方針・重点項目は以下のとおりです。

<p>令和7年度 練馬区保育サービス指導検査実施方針・実施計画（抜粋）</p>
<p>1 (省略)</p>
<p>2 基本方針</p> <p>指導検査は、子ども・子育て支援法、児童福祉法その他の法令等の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）ならびに特定子ども・子育て支援施設の適正かつ円滑な運営および保育サービスの質の確保ならびに施設型給付費（委託費）、地域型保育給付費等の適正化を図ることに主眼を置いて実施する。</p>
<p>3 一般指導検査</p> <p>施設または当該施設を運営する法人等の事務所に赴き、実施する。また、集団指導で提供した情報が事業者等の提供するサービスに適切に反映されているか確認する。</p>
<p>(1) 一般指導検査の重点項目</p> <p>ア 運営関係</p> <p>(ア) 職員の確保および処遇</p> <ul style="list-style-type: none">a 職員配置基準に定める職員の員数および資格を満たしているか。b 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。c 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。d 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。 <p>(イ) 安全対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">a 児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。研修等の措置を講じるよう努めているか。b 在籍児に見合う基準面積が確保されているか。c 安全計画に基づく安全措置（研修および訓練等）の実施および消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。d 業務継続計画（感染症、非常災害）の策定および感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための対策に努めているか。 <p>イ 保育内容関係</p> <p>(ア) 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">a 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。

- b 保育所保育指針に基づく全体的な計画および指導計画の作成等がなされているか。
- (イ) 児童一人ひとりに応じた保育の徹底
 - a 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
 - b アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- (ウ) 安全対策の徹底
 - a 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
 - b 食事中の誤嚥および窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
 - c プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
 - d 上記 a から c までにかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
 - e 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。
- ウ 会計関係
 - (ア) 適切な会計処理の徹底
 - a 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
 - b 計算書類等が適正に作成されているか。
 - c 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
 - d 保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。
 - (イ) 管理組織の確立
 - a 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
 - b 資産管理が適正に行われているか。
 - (ウ) 契約事務の適正化
 - a 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
 - b 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。
 - (エ) 施設型給付費（委託費）、地域型保育給付費等の請求および使途が適正か。
 - (オ) 利用者負担金の取扱いが適切か。

4・5・6（省略）

(2) 令和7年度一般指導検査数

141 施設（303 施設中）

(3) 令和7年度指導検査の実施結果まとめ

ア 指導検査の実施結果

保育サービスについては、全体の47%に当たる141施設に対して一般指導検査を行いました。集団指導は、YouTubeで動画を配信する方式で行いました。

(ア) 一般指導検査

年度	種別	対象数 (a)	指導検査数 (b)	指導検査実施率 (b/a)
7年度	特定教育・保育施設 (認可保育所)	148 施設	49 施設	33%
	特定地域型保育事業 (家庭的保育事業、 小規模保育事業、 事業所内保育事業)	89 施設	85 施設	96%
	特定子ども・子育て支援施設等 (認可外保育施設(認証保育所を含む)、 一時預かり事業)	66 施設	7 施設	11%
6年度	特定教育・保育施設 (認可保育所)	147 施設	47 施設	32%
	特定地域型保育事業 (家庭的保育事業、 小規模保育事業、 事業所内保育事業)	93 施設	89 施設	96%
	特定子ども・子育て支援施設等 (認可外保育施設(認証保育所を含む)、 一時預かり事業)	74 施設	10 施設	14%
5年度	特定教育・保育施設	146 施設	50 施設	34%
	特定地域型保育事業	96 施設	92 施設	96%
	特定子ども・子育て支援施設等	75 施設	17 施設	23%
4年度	特定教育・保育施設	137 施設	49 施設	36%
	特定地域型保育事業	101 施設	97 施設	96%
	特定子ども・子育て支援施設等	81 施設	9 施設	11%
3年度	特定教育・保育施設	130 施設	41 施設	32%
	特定地域型保育事業	104 施設	101 施設	97%
	特定子ども・子育て支援施設等	86 施設	0 施設	0%

(イ) 集団指導

年度	回数	対象事業	参加数
7年度		特定教育・保育施設	117 施設
		小規模保育事業・事業所内保育事業	44 施設
		家庭的保育事業	40 施設
		特定子ども・子育て支援施設等	30 施設
6年度		特定教育・保育施設	107 施設
		小規模保育事業・事業所内保育事業	41 施設
		家庭的保育事業	41 施設
		特定子ども・子育て支援施設等	46 施設
5年度		特定教育・保育施設	107 施設
		小規模保育事業・事業所内保育事業	42 施設
		家庭的保育事業	45 施設
		特定子ども・子育て支援施設等	31 施設
4年度		特定教育・保育施設	80 施設
		小規模保育事業・事業所内保育事業	35 施設
		家庭的保育事業	47 施設
		特定子ども・子育て支援施設等	36 施設
3年度		家庭的保育事業	51 施設

※ 参加数は動画視聴後に受講確認書を提出した施設数

イ 指摘種別

一般指導検査を実施した141施設のうち、文書指摘を行ったのは34施設、文書指摘の件数は48件でした。文書指摘を行った施設については、結果通知到達後30日以内に改善状況報告書の提出を求め、文書により改善状況を確認しています。

また、76施設に対して190件の口頭指導を行いました。口頭指導に対しては、文書での改善状況報告は求めませんが、改善を図るよう伝え、つぎの指導検査等で確認します。

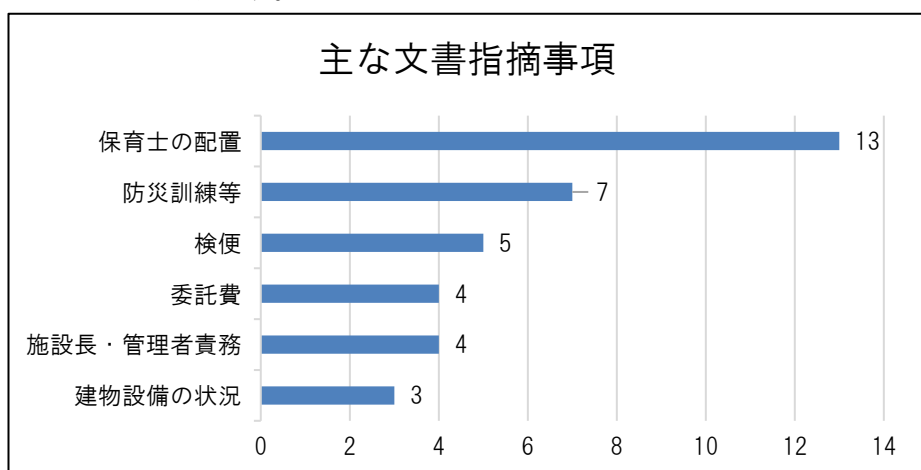
年度	種別	指導検査実施数	文書指摘		口頭指導	
			指摘した施設数	指摘件数	指導した施設数	指導件数
7年度	特定教育・保育施設	49 施設	20 施設	26 件	33 施設	88 件
	特定地域型保育事業	85 施設	14 施設	22 件	39 施設	92 件
	特定子ども・子育て支援施設等	7 施設	0 施設	0 件	4 施設	10 件
6年度	特定教育・保育施設	47 施設	22 施設	36 件	41 施設	143 件
	特定地域型保育事業	89 施設	23 施設	28 件	60 施設	159 件

	特定子ども・子育て支援施設等	10 施設	3 施設	5 件	4 施設	5 件
5 年度	特定教育・保育施設	50 施設	26 施設	31 件	44 施設	143 件
	特定地域型保育事業	92 施設	24 施設	31 件	67 施設	152 件
	特定子ども・子育て支援施設等	17 施設	1 施設	1 件	4 施設	9 件
4 年度	特定教育・保育施設	49 施設	31 施設	56 件	48 施設	215 件
	特定地域型保育事業	97 施設	44 施設	59 件	64 施設	165 件
	特定子ども・子育て支援施設等	9 施設	0 施設	0 件	7 施設	10 件
3 年度	特定教育・保育施設	41 施設	20 施設	45 件	37 施設	160 件
	特定地域型保育事業	101 施設	24 施設	44 件	94 施設	318 件

(4) 一般指導検査での主な文書指摘事項

ア 主な文書指摘内容

一般指導検査後に文書指摘を行った 34 施設（48 件）のうち、主な文書指摘事項はつぎのとおりです。



イ 一般指導検査での主な文書指摘事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

検査事項	具体的事例	該当施設数
保育士の配置	・ 保育士を常時 2 名以上配置していない。 【家庭的保育事業等基準条例第 29 条、第 31 条、附則第 7 項、都条例第 43 条、都規則第 16 条、附則第 5 項、第 11 項～第 14 項】	13

【ポイント】

- 特定教育・保育施設、小規模保育事業 A 型・B 型および事業所内保育事業においては、開所時間中に配置される保育士の数は、2 人を下回ることはできません。
- 保育士配置の特例として、児童の年齢別配置基準により算定した職員数が 1 人になる時間帯は、常勤保育士を 1 人とすることができます。しかしこの場合、常勤保育士 1 人に加え、「知事が認める者」などを 1 人以上配置する必要があります。

○特定教育・保育施設に「知事が認める者」を配置する場合、当該施設に確認書を備え付けておく必要があります。

検査事項	具体的事例	該当施設数
防災訓練等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難または消火訓練を実施していない月がある。 <p>【家庭的保育事業等基準条例第7条、都条例第20条第2項、都規則第5条、消防法第8条、消防法施行令第3条の2第2項】</p>	7

【ポイント】

- 避難訓練・消火訓練の双方を月1回以上実施しなければなりません。
- 図上訓練は、避難訓練に当たりません。必ず、避難行動を伴う訓練を行ってください。
- 消火器の場所等の確認は、消火訓練には当たりません。
- 不審者対応訓練は、非常災害に対する訓練となりません。これとは別に避難訓練を行ってください。

検査事項	具体的事例	該当施設数
検便	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時または月1回以上の細菌検査を行っていない職員がいる。 <p>【家庭的保育事業等基準条例第17条第4項、都条例第14条第3項、雇入れ総発第36号通知、社援施第65号通知、社援施第97号通知】</p>	5

【ポイント】

- 特定教育・保育施設においては調理従事者および調乳担当者について、特定地域型保育事業においては全職員について、雇入れ時、配置換え時および月1回以上の細菌検査を実施し、検査結果を確認した上で、調理・調乳業務または保育に従事させなければなりません。
- 雇入れ時、配置換え時においては、業務に従事する日の前1か月以内の検査結果により、確認する必要があります。
- 月1回以上の細菌検査は、毎月、検査結果を受け、確認している必要があります。

検査事項	具体的事例	該当施設数
委託費 施設長・管理者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長または管理者の要件を満たしていない。 ・施設長または管理者が運営管理の業務に専従していない。 <p>【留意事項通知別紙2、別紙6、都事務取扱要綱第2-4(2)】</p>	各4

【ポイント】

○特定教育・保育施設における施設長または特定地域型保育施設における管理者は、児童福祉事業等に2年以上従事した者等で、常時実際にその施設または事業所の運営管理の業務に専従し、かつ委託費または給付費からの給与支給がある者でなければなりません。そのため、施設長または管理者は、保育に従事することはできず、シフトに入ることはできません。

検査事項	具体的事例	該当施設数
建物設備の状況	・ 認可時にはない棚等が増設されていたため、在籍児童に見合う基準面積を下回っている。 【家庭的保育事業等基準条例第28条、都条例第41条、附則第2項】	3

【ポイント】

○各保育室等において、年齢ごとに算出した基準面積を上回る必要があります。異年齢児による合同保育を実施している場合も同様です。
○ロッカー、棚、ピアノ等は、可動式であっても常設のものは有効面積に含めることはできません。認可された後にこれらを設置する場合には、その分の面積を除いた有効面積を確保してください。

表の「具体的事例」での指導根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

略称	正式名称
家庭的保育事業等基準条例	練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第44号）
都条例	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）
都規則	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）
消防法	消防法（昭和23年法律第186号）
消防法施行令	消防法施行令（昭和36年政令第37号）
雇児総発第36号通知	「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」（平成13年8月1日雇児総発第36号）
社援施第65号通知	「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号）
社援施第97号通知	「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」（平成8年6月18日社援施第97号）
留意事項通知	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日こ成保38 5文科初第483号）
都事務取扱要綱	平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」

4 介護サービスの指導

(1) 令和7年度指導の基本方針・重点事項

令和7年度練馬区介護保険施設等指導実施方針・実施計画（抜粋）

1 （省略）

2 基本方針

指導は、介護保険法その他の法令等の規定に基づき、利用者本位のサービスが提供されているか、適正な保険給付が確保されているか、サービスに係る指定基準等は遵守されているか、高齢者虐待防止等および個人情報の保護に関して適切な措置を講じているか等に主眼を置いて実施する。

3 運営指導

介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況の確認のため、原則、実地において行う。また、集団指導で提供した情報が事業者等の提供するサービスに適切に反映されているか確認する。

なお、指導の一部については、介護保険法第24条の2に定める指定市町村事務受託法人に書類確認等の事務を委託する場合がある（夜間対応型訪問介護、老人保健施設、介護予防支援を除く）。

(1) 運営指導の重点事項

ア 人員基準

人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。

イ 運営関係

(ア)全サービス

- a 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- b 職場におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じているか。
- c 利用者および利用者家族から個人情報の利用の同意を得ているか。
- d 個別サービス計画の作成、見直し、記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- e 利用者ごとの個別サービス計画に基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について理解しているか。
- f 居宅サービス計画または個別サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。
- g 苦情および事故発生時に必要な措置を講じているか。
- h 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の

擁護、虐待防止や身体拘束等の適正化のため、担当者の設置や委員会の開催、指針の策定等必要な体制等の整備を行うとともに、従業者に対し、定期的に研修を実施する等の必要な措置を講じているか。

i 業務継続計画(感染症、非常災害)の策定ならびに必要な研修、訓練および計画の見直しを行っているか。

j 感染症の予防およびまん延の防止のため、委員会の開催、研修および訓練に必要な回数実施するとともに、指針を整備する等必要な措置を講じているか。

(イ)居宅介護支援、介護予防支援

a 利用者に対してアセスメントやモニタリングを適切に実施し、または、サービス担当者会議などを通じて、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、利用者の心身の状況や意向などサービス提供にあたって必要な情報を把握しているか。

b 居宅サービス計画原案は記載漏れがないか、居宅サービス計画の各帳票に整合性があるか。

c 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。

(ウ)施設、通所事業所

a 身体的拘束の廃止・高齢者虐待の防止に向けた取り組みがなされているか。

b 地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練を実施しているか。

ウ 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

特に各種加算等については、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別サービス計画に基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているか。

4 集団指導

(1) 集団指導の重点事項

ア 介護サービス事業者の適正な運営の確保のため、令和7年度の運営指導での指導事例の解説を行う。

イ 法令・基準等の改正や感染症対策等必要な情報について提供する。

(2) (省略)

5、6 (省略)

(2) 令和7年度運営指導数・監査実施数

運営指導数：167事業所（724事業所中）

監査実施数：1事業所

(3) 令和7年度指導の実施結果まとめ

ア 指導の実施結果

介護サービス等については、全体の23%に当たる167事業所に対して運営指導を行いました。また、集団指導は、「練馬区ケア倶楽部」に資料を掲載の上、YouTubeで動画を配信する方式で行いました。

(ア) 運営指導

年度	対象数 (a)	運営指導数 (b)	運営指導実施率 (b/a)
7年度	724 事業所	167 事業所※	23%
6年度	742 事業所	185 事業所	25%
5年度	762 事業所	167 事業所	22%
4年度	757 事業所	146 事業所	19%
3年度	747 事業所	111 事業所	15%

※うち1事業所は監査に移行した。

(イ) サービス別の区内事業所数および運営指導数はずぎのとおりです。

サービス名称	事業所数		運営指導数
	区内事業所数	運営指導対象数	7年度
訪問介護	204	204	17
訪問入浴介護	9	0	—
訪問看護	110	0	—
訪問リハビリテーション	19	0	—
通所介護	84	84	11
通所リハビリテーション★	19	13	4
短期入所生活介護 ★	42	13	2
短期入所療養介護	14	0	—
特定施設入居者生活介護	89	0	—
福祉用具貸与	41	0	—
特定福祉用具販売	44	0	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15	8	2
夜間対応型訪問介護	2	2	1
地域密着型通所介護	97	97	30
認知症対応型通所介護	10	10	4
小規模多機能型居宅介護	13	13	5

認知症対応型共同生活介護	39	39	13
看護小規模多機能型居宅介護	10	10	4
居宅介護支援	176	176	59
介護老人福祉施設 ★	37	13	2
介護老人保健施設	14	14	4
介護医療院	1	0	0
介護予防支援	28	28	9
合 計	1117	724	167

- ※ ★印について、運営指導の対象は、区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所等
- ※ 事業所数は令和7年4月1日現在
- ※ 区が運営指導の対象としていないサービスは、都が運営指導を行う。

(ウ) 集団指導

年度	実施方法	対象サービス	参加数
7年度	動画配信	訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援	579 事業所
6年度	動画配信	訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援	572 事業所
5年度	動画配信	訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援	563 事業所
4年度	動画配信	訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援	497 事業所
3年度	動画配信	訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅	522 事業所

		介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援	
--	--	--------------------------------------	--

※ 参加数は動画視聴後に受講確認書を提出した事業所数

イ 指摘種別

運営指導を実施した 167 事業所のうち、文書指摘を行ったのは 128 事業所、文書指摘の件数は 526 件でした。文書指摘を行った事業所については、結果通知到達後 30 日以内に改善状況報告書の提出を求め、文書により改善状況を確認しています。

また 149 事業所に対して 530 件の口頭指導を行いました。口頭指導については、文書での改善状況報告は求めませんが、改善を図るよう伝え、つぎの運営指導等で改善状況を確認します。

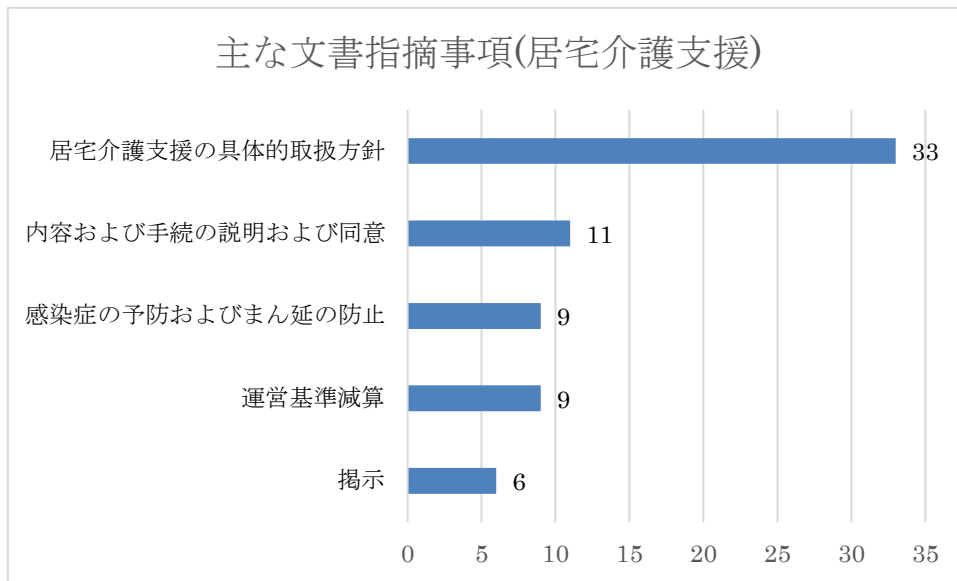
年度	運営指導数	文書指摘		口頭指導	
		指摘した事業所数	指摘件数	指導した事業所数	指導件数
7 年度	167 事業所	128 事業所	526 件	149 事業所	530 件
6 年度	185 事業所	107 事業所	467 件	151 事業所	475 件
5 年度	167 事業所	104 事業所	318 件	148 事業所	427 件
4 年度	146 事業所	90 事業所	269 件	139 事業所	389 件
3 年度	111 事業所	58 事業所	159 件	89 事業所	226 件

(4) 運営指導での主な指摘事項

ア 居宅介護支援

(ア) 主な文書指摘事項

運営指導において文書指摘を行った 42 事業所（150 件）のうち、主な文書指摘事項はつぎのとおりです。



(イ) 主な文書指摘事項の具体例

運営指導での主な文書指摘事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
居宅介護支援の具体的取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントの結果に基づき居宅サービス計画を作成していないものがある。 ・ サービス担当者会議の要点または担当者への照会の内容について記録がされていないものがある。 ・ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めている。 ・ モニタリングの結果について記録をしていないものがある。 ・ 福祉用具貸与の利用の妥当性の検討および継続して福祉用具貸与を受ける必要性の検証を行ったか確認できないものがある。 <p>【居宅条例第 21 条第 4 号、第 8 号、第 11 号、第 14 号、第 24 号、居宅方針第 3 の 3 (14)⑤、⑩、⑬、⑮、⑳】</p>	33

【ポイント】

○介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握しなければなりません。

- 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めなければならない、当該サービス担当者会議の要点または当該担当者への照会内容について記録しなければなりません。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めなければなりません。
- 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、少なくとも一月に一回利用者の居宅を訪問し、面接し、結果を記録しなければなりません。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければなりません。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
内容および手続の説明および同意	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に重要事項等について説明を行い理解を得ていないものがある。 <p>【居宅条例第 11 条、居宅方針第 3 の 3 (7)】</p>	11

【ポイント】

- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければなりません。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
感染症の予防およびまん延の防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上委員会を行っていない。 ・感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を実施していない。 <p>【居宅条例第 24 条の 2、居宅方針第 3 の 3 (17)】</p>	9

【ポイント】

- 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ①感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- ②感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
運営基準減算	・居宅介護支援の業務が適切に行われていないものについて、減算していない。 【告示別表イ注6、留意事項第3の6】	9

【ポイント】

○告示では、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算とすることとされています。運営基準減算に当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算することとされています。

例：モニタリングの結果を記録していない。

1月に1回利用者の居宅を訪問して、利用者およびその家族に面接していない状態が1月以上継続している。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
掲示	・事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 【居宅条例第25条、居宅方針第3の3(18)】	6

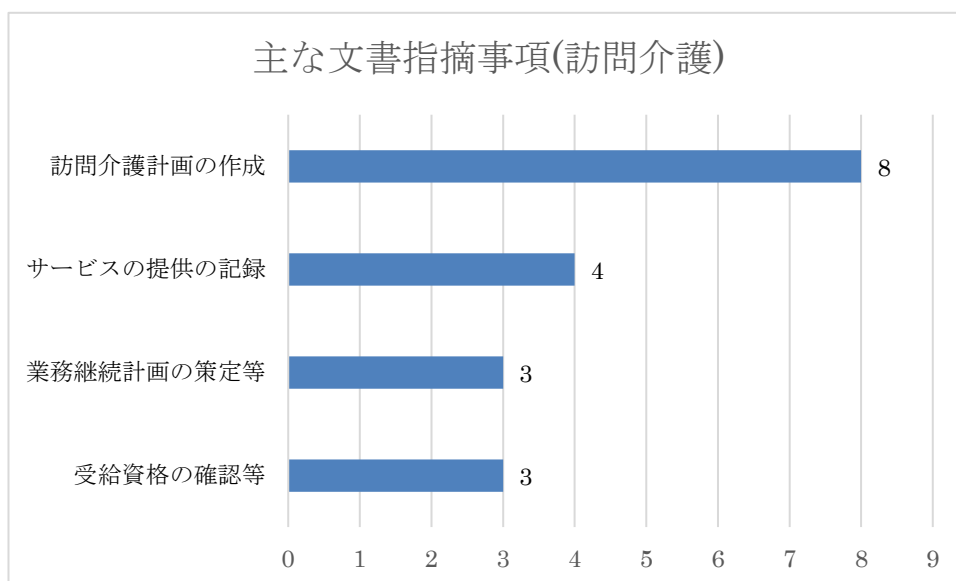
【ポイント】

○指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。なお、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます

イ 訪問介護

(ア) 主な文書指摘事項

運営指導において文書指摘を行った13事業所（文書指摘43件）のうち、主な文書指摘事項はつぎのとおりです。



(イ) 主な文書指摘事項の具体例

運営指導での主な文書指摘事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
訪問介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画の作成にあたって利用者の日常生活全般の状況等についての把握・分析（アセスメント）を行っていないものがある。 ・居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成していないものがある。 ・訪問介護計画の記載内容が不十分なものがある。 ・訪問介護計画の実施状況や評価について利用者または家族に説明を行ったことが確認できないものがある。 ・必要に応じて訪問介護計画を変更していないものがある。 <p>【都条例第 28 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、都要領第 3 の 1 の 3 (20)①、②、③、⑤】</p>	8

【ポイント】

- サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問介護の内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければなりません。
- 訪問介護計画は、居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画に沿って作成しなければなりません。なお、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しなければなりません。

- 訪問介護計画には、援助の方向性や目標、担当する訪問介護員等の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明記しなければなりません。
- サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行わなければなりません。
- サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行わなければなりません。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
サービスの提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・提供したサービスの具体的な内容等が記録されていない。 ・利用者の心身の状況を記録していないものがある。 【都条例第 23 条第 2 項、都要領第 3 の 1 の 3 (16) ②】	4

【ポイント】

- 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。
- 利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければなりません。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
業務継続計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に係る必要な研修および訓練を行っていない。 【都条例第 11 条第 2 項、都要領第 3 の 1 の 3 (7)③、④】	3

【ポイント】

- 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければなりません。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
受給資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の提示する被保険者証によって被保険者資格等を確認していないものがある。 【都条例第 15 条第 1 項、都要領第 3 の 1 の 3 (11)①】	3

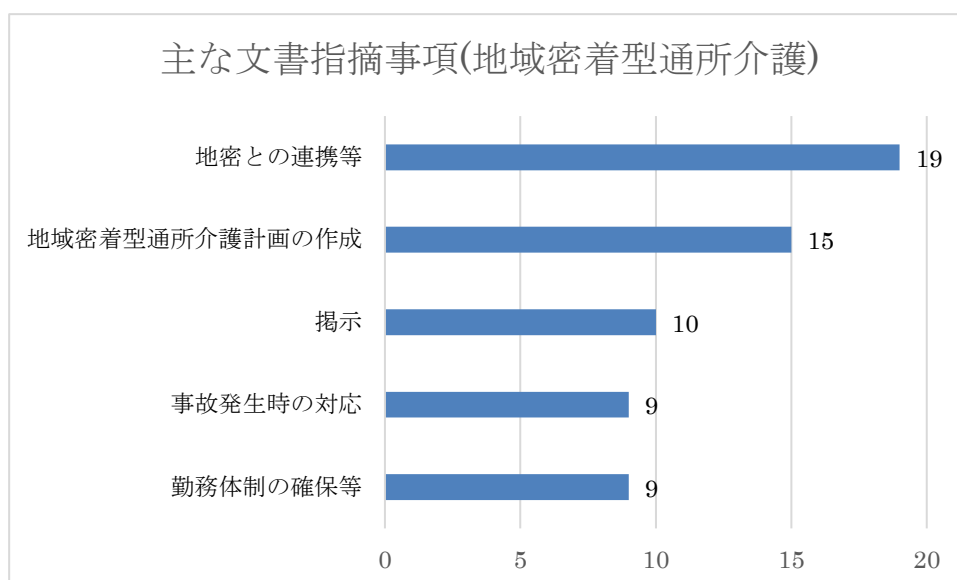
【ポイント】

- 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければなりません。

ウ 地域密着型通所介護

(ア) 主な文書指摘事項

運営指導後において文書指摘を行った 29 事業所（文書指摘 164 件）のうち、主な文書指摘事項はつぎのとおりです。



(イ) 主な文書指摘事項の具体例

運営指導での主な文書指摘事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議を開催していない。 ・運営推進会議の記録を公表していない。 <p>【地密条例第 61 条の 17 第 1 項、第 2 項、基準について第 3 の 2 の 2 の 3 (10)①】</p>	19

【ポイント】

- 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。
- 指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議への報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなりません。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
地域密着型通所介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて地域密着型通所介護計画を作成していないものがある。 ・ 居宅サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成していないものがある。 ・ サービスの実施状況および目標の達成状況について、記録していないものがある。 <p>【地密条例第 61 条の 10 第 1 項、第 2 項、第 5 項、基準について第 3 の 2 の 2 の 3 (3)】</p>	15

【ポイント】

- 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて（アセスメント）、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければなりません。
- 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。
- 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況（モニタリング）の記録を行わなければなりません。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示していない。 ・ ウェブサイトに、重要事項を掲載していない。 <p>【地密条例第 61 条の 20、基準について第 3 の 2 の 2 の 3 (14)】</p>	10

【ポイント】

- 指定地域密着型通所介護事業者は、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 指定地域密着型通所介護事業者は、原則として、重要事項を当該指定地域密着型通所介護事業者のウェブサイトに掲載しなければなりません。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の状況および事故に際して採った処置について区に報告していないものがある。 ・ 事故の状況および事故に際して採った処置について、記録していないものがある。 	9

	【地密条例第 61 条の 18 第 1 項、第 2 項、基準について第 3 の 2 の 2 の 3 (11)、練馬区介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領(平成 16 年 6 月 30 日練福事発第 5179 号)】	
--	---	--

【ポイント】

- 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。
- 指定地域密着型通所介護事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければなりません。

点検項目	具体的事例	該当事業所数
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していない。 ・認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていない。 【地密条例第 61 条の 13 第 3 項、基準について第 3 の 2 の 2 の 3 (6)③】	9

【ポイント】

- 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければなりません。
- 指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。

(5) 令和 7 年度監査

令和 7 年度は、区内にある 1 事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所)について、著しい人格尊重義務違反の疑いがあったため、法第 78 条の 7 第 1 項、第 115 条の 17 第 1 項により、監査を実施しました。

確認された人格尊重義務違反の内容は、指定の取消し等の行政処分に相当したため、介護保険課において、指定の一部効力停止（新規利用者受入れ停止）1 月の行政処分としています。

なお、監査により確認した内容はつぎのとおりです。

(1) 人格尊重義務違反【介護保険法第 78 条の 10 第 6	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤従業者が利用者 1 名に対し暴力行為により痣や出血が生じる怪我をさせる身体的虐待を行った。 ・少なくとも 2 名の従業者から利用者に対する不適切な介護にあたる
----------------------------------	---

号、第115条の19第6号による指定取消し要件に該当】	言動があり、さらに、当該従業者から利用者に対し怒鳴る、大声を上げることや利用者の人格を否定する発言による心理的虐待があった。 ・令和6年12月から令和7年3月まで、本件事業所が行うべき虐待防止のための措置が適切に行われておらず、本件法人は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置を講じていなかった。
(2)人員基準違反【介護保険法第78条の9第1項第2号、同法第115条の18第1項第2号による勧告要件に該当】※	・令和6年12月1日から令和7年3月31日までの間、本件法人は、適切な介護を提供するために必要な経験がない者を管理者として本件事業所に配置しており、適切な管理者の配置ではなかった。 ・令和6年12月1日から令和7年3月31日までの間、本件法人は、区外も含め、少なくとも4か所の事業所を兼務している計画作成担当者を本件事業所に配置していた。このことは、認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものではなく、適切な計画作成担当者の配置ではなかった。

※(2)について、監査結果発出時点で、改善が認められたため、勧告は行っていない。

(3) 文書指摘事項

上記(1)、(2)以外に確認した運営基準違反で、文書により指摘し改善を求めている内容

点検項目	具体的事例
認知症対応型共同生活介護計画の作成について	・利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成していない。 ・他の介護従業者と協議の上で計画を作成していない。 【地密条例第120条第3項】 【基準について第3の5の4(5)③】
	・計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画の作成後、実施状況を把握していない。 ・必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を変更していないものがある。 【地密条例第120条第6項】 【基準について第3の5の4(5)④】
介護等について	適切な技術をもって介護を行っていないものがある。 【地密条例第121条第1項】 【基準について第3の5の4(6)①】
勤務体制の確保等について	適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていることが確認できない。 【地密条例第125条第1項】 【基準について第3の5の4(9)①】

事故発生時の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の状況および事故に際して採った処置について区に報告していないものがある。 ・ 事故の状況および事故に際して採った処置について記録していないものがある。 ・ 事故が生じた際に、再発生を防ぐための対策を講じていないものがある。 <p>【地密条例第 130 条(準用第 42 条第 1 項、第 2 項)】 【基準について第 3 の 5 の 4 (16) (準用第 3 の 1 の 4 (30))】 【練馬区介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領(平成 16 年 6 月 30 日練福事発第 5179 号)】</p>
虐待の防止について	<p>事業所における虐待の防止のための措置を適切に講じていない。</p> <p>【地密条例第 130 条(準用第 42 条の 2)】 【基準について第 3 の 5 の 4 (14)】</p>
高齢者虐待防止措置未実施減算について	<p>高齢者虐待の防止のための措置を講じていないにもかかわらず減算していない。</p> <p>【地密告示別表 5 注 3】 【大臣基準告示 58 の 4 の 2】 【地密留意事項第 2 の 6 (3) (準用第 2 の 2 (5))】</p>

表の「具体的事例」での根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

略称	正式名称
介護保険法	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)
居宅条例	練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例(平成 30 年練馬区条例第 20 号)
居宅方針	練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準に関する条例実施方針(平成 30 年 3 月 30 日 29 練福介第 7358 号)
告示	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 20 号)
留意事項	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号)
都条例	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年東京都条例第 111 号)
都規則	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成 24 年東京都規則第 141 号)
都要領	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成 25 年 3 月

	29 日 24 福保高介第 1882 号)
地密条例	練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月練馬区条例第 58 号)
基準について	指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号他)
地密告示	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)
大臣基準告示	厚生労働大臣が定める基準 (平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)
地密留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号他)

5 結果の公表

(1) 目的

令和 4 年度から、福祉サービス事業者や施設等の適正な運営を一層促し、利用者が安心してサービスを選択できるようにするため、指導検査(監査)結果のうち、事業者や施設等の名称、文書指摘内容および改善状況の公表を開始しました。

(2) 公表の時期

一般監査(検査)の結果については、毎年 6 月に前年度分を公表します。

特別監査(検査)の結果については、緊急性、重大性が高いため、随時公表します。

(3) 方法

区ホームページに掲載

第3 資料編

○ 練馬区社会福祉法人指導監査実施要領

1 趣 旨

この要領は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 用 語

- (1) この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、国要綱において使用する用語の例による。
- (2) この要領において、実地検査とは、一般監査または特別監査において、法人の主たる事務所または当該法人が経営する施設・事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

3 調査書等の提出

指導監査に必要な監査項目を掲げた「社会福祉法人調査書」（法人の自己点検項目を含む。）を作成・送付し、毎年度区が指定する期限までに、調査書および関係資料の提出を求めることができる。

4 指導監査に係る基準等

指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

5 一般監査の実施

- (1) 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等実地において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うことを基本とする。
- (2) 一般監査における実地検査は、原則として 1 日で実施する。なお、実地検査の実施場所に当該法人が経営する施設等が所在する場合は、原則として当該施設等の検査も同日に実施するものとする。
- (3) 一般監査の実施に当たっては、実地検査の日の前までに到達するよう、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知する。

ただし、法人または当該法人が経営する施設等において、重大な問題が発生した場合

または苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人または施設等の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ① 一般監査の根拠規定
- ② 一般監査の日時
- ③ 検査員の氏名
- ④ 準備すべき書類等

(4) 一般監査においては、原則として係長級以上の職にある者を加えた職員2名以上の検査員により実施する。

(5) 実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人が経営する施設等の指定、認可等の所管課や、施設等が所在する区域の行政庁の職員、法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。

(6) 実地検査において法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員相互で調整を行った上で、実地検査における指導事項を記載した書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、法人に写しを交付する。

なお、法人に対し監査結果を通知するまでの間に、指導事項の追加または変更が生じた場合は、実地検査指導事項票を差し替えることとする。

(7) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。

ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

6 一般監査の結果および改善状況の報告等

(1) 検査員は、実地検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で福祉部長へ復命する。

(2) 検査員は、前項の検討結果に基づき、監査結果を当該法人理事長宛文書で通知する。この場合、「ガイドライン」に定める文書指摘事項が認められるときは、問題点および改善方法等を具体的に通知する。

(3) 一般監査をより効果的なものとするため、(1)の復命および(2)の結果通知は、実地検査終了後速やかに行う。

(4) 一般監査結果の文書指摘事項については、法人理事長に対し、改善状況報告書の提出を求め、その改善内容を確認する。なお、改善状況報告書等の提出期日については、(2)の結果通知到達日から30日以内とする。

(5) 改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、法人の事務所等実地において調査を行うものとする。

(6) (5)により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたときまたは改善中で

はあるが措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該監査を終結する。
なお、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

7 特別監査の実施

- (1) 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法や当該法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問するなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施するものとする。
- (2) 特別監査は、次に掲げるいずれかに該当する場合に実施する。
 - ア 度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないとき
 - イ 運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたとき
- (3) 特別監査は、検査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報や一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正または著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施する。
- (4) 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行う。
- (5) 検査体制は、原則として指導検査担当課長を加えた職員3名以上の検査員により実施する。
- (6) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。ただし、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- (7) 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人の施設等の指定、認可等の所管課や、施設等が所在する区域の行政庁の職員、法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。

8 特別監査後の措置

- (1) 検査員は、実地検査終了後、その概況を福祉部長に報告し、必要に応じ施設等が所在する区域の行政庁と協議する。
- (2) 特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求める。
- (3) 改善状況報告書が期限内に提出されないとき、または(2)の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告または行政処分を行うための手続を進める。

9 外部有識者への相談等

指導監査を実施するに当たり、法律、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専門の有資格者に相談を依頼し、その回答をもって適正に執行する。

10 指導監査情報の提供

- (1) 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。
- (2) 指導監査の結果に係る法人の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の法人への指導等に支障があると認めた場合を除き、区ホームページに掲載し、区民へ広く提供する。

11 関係機関等との連携

指導監査の実施に当たっては、当該法人が経営する施設等の指定、認可等の所管課や、施設等が所在する区域の行政庁に、必要な情報または資料の提供、施設等の指導監査結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

12 感染症のまん延下における指導監査

感染症のまん延下における指導監査は、国要綱2(1)ただし書き規定に基づき実施するものとする。本指導監査における具体的な取扱いは、その時の感染状況などを踏まえ、別途定めるものとする。

○ 令和7年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施方針・実施計画

1 策定根拠

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)2(2)

2 基本方針

指導監査は、社会福祉法その他の法令等の規定に基づき、法人運営や事業経営について監査を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としている。

平成28年の社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の向上に主眼を置いた監査を実施する。指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導に留まることなく、具体的な根拠を示して行う。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

3 一般監査の重点項目

(1) 法人運営

ア 評議員・評議員会

(7) 定款に定めるところにより、法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。

(1) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。

イ 理事

(7) 理事として含まれていなければならない者が適正な手続きに基づいて選任されているか。

(1) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。

ウ 監事

(7) 監事として含まれていなければならない者が適正な手続きに基づいて選任されているか。

(1) 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。

エ 理事会

(7) 決議が必要な事項について決議が行われているか。(評議員会の日時、場所および議題・議案の決定、多額の借財、競業および利益相反取引の承認、役員等のために締結される保険契約の内容の決定等)

(1) 実際に開催された理事会において、必要な回数以上、理事長等が職務執行に関する報告をしているか。

(ウ) 実質的な審議が行われているか。

オ 報酬

支払われた報酬等の額について報酬等の支給基準に根拠があるか。

(2) 事業

ア 「地域における公益的な取組」を実施し、地域住民に対し、積極的な情報発信を行っているか。

イ 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。

(3) 会計

ア 経理規程が遵守されているか。

イ 内部牽制に配慮した体制に基づき、適正な会計事務処理が行われているか。

ウ 附属明細書と計算書類の金額が一致しているか。

(4) その他

ア 法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。

イ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

ウ 随意契約は、通知や経理規程に基づき適正に行われているか。契約書や請書等は作成されているか。

エ 財務状況に問題はないか。

4 一般監査実施法人の選定方針

(1) 選定時点

原則として、令和7年4月1日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立または所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

(2) 選定基準

ア 実施要綱3に定める一般監査の実施の周期に該当している法人

イ 法人運営および指導監査において、継続的に指導を行っている、またはその必要がある法人

ウ 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

エ 苦情・通報等が多く寄せられている法人、または苦情・通報等の内容から運用上の問題を有することが疑われる法人

オ 毎年度、現況報告書または法人調査書を提出していない法人

カ 法人認可後、指導監査を実施していない法人

キ 新設かつ施設整備中の法人

ク その他、練馬区長が必要と認める法人

4 実施計画

(1) 対象法人

練馬区長が所轄庁となる法人を対象とする。

一般監査実施予定数 11 法人

(2) 実施時期

以下の事項を踏まえ、一般監査の実施時期は概ね7月から2月までとする。

ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、現況報告書や決算書類の提出が毎年度6月末までとなっていること。

イ 指導監査実施後、文書による結果通知や改善状況の確認等を行う必要があること。

なお、具体的な監査日については、東京都（合同検査）や施設検査担当部署との調整を踏まえて決定する。

(3) 実施方法

「練馬区社会福祉法人指導監査実施要領（平成29年6月27日29練福管第513号）」による。

○ 練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設および指定相談支援事業者ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定障害児通所支援事業者および指定障害児相談支援事業者ならびに練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月練馬区規則第86号）に規定する基準該当障害福祉サービス事業者ならびに練馬区地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日18練福地第1463号）に規定する登録事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、それぞれの法、規則および要綱に基づき練馬区（以下「区」という。）が行う指導および監査について、必要な事項を定める。

(指導および監査の目的)

第2条 指導および監査は、障害者総合支援法、児童福祉法、東京都（以下「都」という。）の条例、区の規則等で定める最低基準および指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保および自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第3条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行うことを方針とする。

(指導形態)

第4条 指導の形態は、つぎのとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

つぎのいずれかにより指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所または施設において実地に行う。

ア 一般指導 区が単独で実地指導を行う。

イ 合同指導 区が都等と合同で実地指導を行う。

(指導の実施方針および実施計画)

第5条 区は、指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点項目等を掲げる指導実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度定めるものとする。

2 区は、実施方針に基づき、当該年度の実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を定めるものとする。

(指導検査基準)

第6条 区は、指導項目、都の条例および基準等、評価事項等を集約した指導検査基準を別に定める。

(指導の実施方法)

第7条 指導の実施方法は、つぎのとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正内容および過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により通知する。ただし、必要と認める場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うことができる。

イ 指導方法

実地指導は、区が定める指導検査基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

ウにより通知した事項については、原則として当該通知が到達した日から30日以内に、改善状況報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(指導後の措置)

第8条 実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等に対しては、必要に応じて、再度、実地指導を行う。

2 実地指導の結果、第10条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに次条に定めるところにより監査を行う。

3 実地指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容または自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

(監査方針)

第9条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、サービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について不正または不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、障害福祉サービス事業者等がつぎの各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) サービスの内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 実地指導により、サービスの内容または自立支援給付に係る費用等の請求等に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

(監査の実施方法等)

第11条 区長は、前条各号のいずれかに該当し、監査の必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、監査実施通知を交付した上で、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、または当該障害福祉サービス事業者等の事業所もしくは施設に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

2 監査は、2名以上の監査班を編成して実施する。

3 区長は、指定障害福祉サービス事業者等（指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者および登録事業者を除く。以下この項において同じ。）について監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を、当該指定障害福祉サービス事業者等の指定権限を有する都道府県知事に対して文書で通知する。ただし、当該都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

4 監査の結果、軽微な改善を要すると認められた事項については、第7条第2号に規定する実地指導に準じた指導を行うものとする。

5 区長は、指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条第6項、第50条第2項および第3項、第51条の28第6項ならびに第51条の29第3項または児童福祉法第21条の5の23第5項および第21条の5の24第2項に基づき指定を行った当該都道府県知事に通知する。ただし、当該都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

(勧告)

第12条 区長は、障害者総合支援法第51条の28第2項または児童福祉法第24条の35第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。この場合において、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第13条 区長は、障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく前条に係る措置をとらなかつ

たときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合においては、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(指定取消し等)

第14条 区長は、障害福祉サービス事業者等が、障害者総合支援法第51条の29第2項各号、児童福祉法第24条の36各号、練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第11条各号（第1号を除く。）または練馬区地域生活支援事業実施事業者登録要領（平成20年3月11日19練福障第11165号）第7条各号に該当すると認められた場合には、当該各規定に基づき指定または登録を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止（以下「指定・登録の取消し等」という。）することができる。

(経済上の措置)

第15条 区長は、勧告、命令または指定・登録の取消し等が行われた場合に、自立支援給付に係る費用等の全部または一部について、当該障害福祉サービス事業者等に対し、不正利得の徴収等として徴収を行う旨通知する。

2 区長は、都道府県知事が指定の取消し等を行った障害福祉サービス事業者等に対しては、障害者総合支援法第8条第2項または児童福祉法第57条の2第2項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 サービスの内容または自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不正または不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

(連携)

第16条 指導および監査に当たっては、都等および他の関係部署との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

(指導および監査情報の提供)

第17条 指導および監査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、東京都等へ提供する。

2 指導および監査の結果に係る事業所等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の障害福祉サービス事業者等への指導等に支障があると認めた場合を除き、区ホームページに掲載し、区民へ広く提供する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

○ 令和7年度 練馬区障害福祉サービス事業者等指導実施方針・実施計画

1 策定根拠

練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱（平成26年11月15日26練福障第10648号。以下「要綱」という。）第5条

2 基本方針

指導は、障害者の日常生活及び社会生活総合的に支援するための法律その他の法令等の規定に基づき、適正かつ透明性のある事業運営の確保、利用者保護および障害福祉サービス等の質の向上を図ることに主眼を置いて実施する。指導に際しては、基準等に定めるサービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図るとともに、適切な助言・指導を行う。

3 運営指導

障害福祉サービス事業者等の事業所または施設の実地において検査し指導を行う。また、集団指導で提供した情報が事業者等の提供するサービスに適切に反映されているか確認する。

(1) 運営指導の重点項目

ア 適正かつ透明性のある事業運営の確保

- (ア) 職員配置基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。
- (イ) 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- (ウ) 自立支援給付費等の算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- (エ) 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- (オ) 業務継続計画（感染症、非常災害）の策定ならびに必要な研修、訓練および計画の見直しを行っているか。
- (カ) 計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所において、業務管理体制に関する事項を届け出ているか。また、適切な届出先となっているか。
- (キ) 感染症の予防およびまん延の防止のため、委員会の開催、研修および訓練を必要な回数実施するとともに、指針を整備する等必要な措置を講じているか。

イ 利用者保護とサービスの質の確保

- (ア) 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- (イ) 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止や身体拘束等の適正化のため、担当者や委員会の開催等必要な体制等の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じているか。

- (ウ) 施設入所支援や就労継続支援B型、共同生活援助等を行う事業所において、非常災害時の対応についての具体的な防災計画を立てているか。また、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- (エ) 苦情、事故、感染症および食中毒が発生した場合、適切に対応できる体制がとられているか。
- (オ) サービス提供を開始するに当たり、内容および手続の説明ならびに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行われているか。
- (カ) 児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所において、各ガイドラインの遵守、安全計画の策定および支援プログラムの公表等がなされているか。

(2) 運営指導対象事業所等の選定基準

ア 選定方針

原則として、令和7年4月1日現在、指定等を受けている区内事業所等から選定する。ただし、年度途中で指定等を受けた事業所等においても、必要があると認められる場合は、指導の対象とする。

イ 対象事業所

- (ア) 練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所等
- (イ) 練馬区が指定または登録を行う事業所等
- (ウ) 苦情、相談が多く寄せられている事業所等
- (エ) 相当の期間にわたって、運営指導を実施していない事業所等
- (オ) 過去の運営指導において、指摘事項の改善が図られていない事業所等
- (カ) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な事業所等
- (キ) その他、運営指導を行うことが適当と認められる事業所等

4 集団指導

障害福祉サービス事業者等に対し、動画配信等の方法により指導を行う。

(1) 集団指導の重点項目

- ア 人員、設備および運営に関する基準について
- イ 自立支援給付費等に関する請求事務等について
- ウ 制度改正内容等について
- エ 過去の運営指導における指導事例について

(2) 集団指導対象事業所等の選定基準

ア 選定方針

原則として、令和7年4月1日現在、指定等を受けている区内事業所等から選定する。ただし、年度途中で指定等を受けた事業所等においても、集団指導の開催時期等に応じて、指導の対象とする。

イ 対象事業所

- (ア) 訪問系サービス事業所
- (イ) 日中活動系サービス事業所
- (ウ) 居住系サービス事業所
- (エ) 障害児系サービス事業所
- (オ) 相談支援サービス事業所

5 関係団体等との連携等

(1) 情報提供

東京都および他自治体に、必要な情報または資料の提供、指導等の結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

(2) 社会福祉法人係との連携

ア 練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所の指導については、社会福祉法人と事業所の一体的検査を実施する。

イ 就労支援事業会計に関する指導については、社会福祉法人係が担当する。

(3) 関係部署との連携

ア 集団指導において、自立支援給付費等に関する請求事務等については、福祉部障害者サービス調整担当課障害者給付係が担当する。

イ 情報共有を図るため、福祉部障害者サービス調整担当課障害者給付係および事業者支援係と月1回程度情報交換会を開催する。

6 実施計画

(1) 運営指導

対象事業所数 103 事業所

(2) 集団指導

上記4(2)イの事業所を対象に実施する。ただし、事業所の負担等を考慮し、東京都が行う集団指導の実施状況等により、対象としない場合がある。

(3) 実施時期

ア 運営指導

令和7年5月から令和8年1月までの間で実施する。

※別紙「令和7年度 障害福祉サービス事業所等指導検査スケジュール」参照

イ 集団指導

令和8年2月(予定)

(4) その他

感染症拡大防止のため、基本的な感染症対策の徹底を図った上で、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導の実施について、適切に対応する。

○ 練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「事業者」という。）に対して練馬区（以下「区」という。）が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、事業者が行う家庭的保育事業等の運営が適切に行われることを検査することにより、その結果につき必要に応じ助言および指導を行うことをもって、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(指導検査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導検査の対象は、つぎに掲げる事業を練馬区の区域内において行う事業者とする。

- (1) 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。）
- (2) 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。）
- (3) 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）
- (4) 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。）

(指導検査の基本方針)

第4条 指導検査は、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第44号。以下「条例」という。）および法その他の関係法令等（以下「関係法令等」という。）に照らし、厳正に実施する。

- 2 指導検査において指摘すべき事項があった場合は、その発生原因および是正策を明らかにし、事業者の適正かつ自律的な運営を促すための助言および指導を行う。
- 3 条例および関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いているために、事業の運営に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法の定めるところにより処分を行うための手続を進める。
- 4 指導検査の実施および指導検査結果の作成に当たっては、関係部課等との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(指導検査の形態等)

第5条 指導検査の形態は、一般指導検査および特別指導検査とする。

- 2 一般指導検査は、指導検査事項全体について、家庭的保育事業等を行う施設の所在地等実地において行う検査を基本とする。ただし、必要に応じてあらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。
- 3 一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に事業者から改善報告書等が提出された場合は、書面によるほか、必要に応じて現地で確認する検査を行うものとする。
- 4 特別指導検査は、つぎの各号のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を定め重点的または改善が図られるまで継続的に行う検査で、特命により行う指導検査をいい、

実地で行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法、当該検査に係る事業者に対し出頭を求め、質問する方法等、効率的、効果的な方法を適宜用いて実施するものとする。

- (1) 事業者が行う家庭的保育事業等が条例もしくは関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、当該家庭的保育事業等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 一般指導検査による改善が認められないとき。
- (3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(指導検査実施方針および実施計画)

第6条 区は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、保育行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目等を掲げる指導検査実施方針（以下「実施方針」という。）および実施計画を、毎年度指導検査開始時まで別に定める。

2 家庭的保育事業等の運営等に問題が発生した場合等必要があると認めるときは、前項の実施計画にかかわらず、適宜指導検査を実施する。

(調査書等の提出)

第7条 区は、指導検査を効率的に実施するため、事業者に対し、前条第1項の実施方針を踏まえた指導検査に必要な指導検査項目を掲げた調査書を送付し、指定期限までに、調査書および関係資料の提出を求めることができる。

(指導検査基準)

第8条 区は、指導検査項目、条例および関係法令等、評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定める。

(一般指導検査の実施)

第9条 区長は、一般指導検査を実施するときは、事業者に対し、あらかじめ、指導検査の実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、指導検査を緊急に実施する必要があると認められる場合は、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。

- 2 一般指導検査の体制は、原則として家庭的保育事業等の指導検査を担当する職員（以下「検査員」という。）2名以上で編成し、うち1名は係長級以上の職にある者を充てる。
- 3 一般指導検査の検査員は、検査基準に基づき、調査書等を参考に、分担して当該検査を実施する。この場合において、当該検査の検査員は、相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にある者が相互の関係を調整する。
- 4 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、事業者に対して、実地検査指導事項票を用いて、当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。
- 5 前項の講評は、係長級の職にある者は全般にわたる事項および担当検査事項について、他の検査員は自己の担当検査事項について行う。ただし、条例または関係法令等の解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評は行わず、関係者を招致して行うことができる。

6 一般指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、家庭的保育事業等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

第10条 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後その結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で、福祉部長に報告する。

2 一般指導検査の検査員は、前項の検討結果に基づく指導検査結果を、当該検査に係る事業者宛てに文書で通知する。この場合において、検査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。

3 一般指導検査をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告および前項の規定による通知は、指導検査終了後速やかに行う。

4 一般指導検査結果に文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る事業者に対し、原則として、当該文書到達後30日以内に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。

5 関係部課等に対しては、必要に応じ、一般指導検査の結果を通知し、またはこれと協議を行うなど、連携を密にする。

(特別指導検査の実施)

第11条 区長は、特別指導検査を実施するときは、事業者に対し、あらかじめ、指導検査の実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、指導検査の目的と効果を勘案し、特別指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

2 特別指導検査の体制は、原則として管理職を加えた検査員3名以上により実施する。

3 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、事業者に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず関係者を招致して行うことができる。

4 特別指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、家庭的保育事業等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

第12条 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、その概況を福祉部長に報告し、必要に応じて、関係部課と協議する。

2 特別指導検査の検査員は、指導検査結果について、当該検査に係る事業者宛てに、理由を付して文書で通知する。この場合において、検査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。

3 特別指導検査結果に文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る事業者に対し、原則として、当該文書到達後30日以内に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続的に実施する。

4 改善状況報告書もしくは改善計画書が期限内に提出されないとき、または前項の改善内

容を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、関係法令等の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。

5 利用者支援に重大な影響が及んでいるなど、緊急を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに行政処分の権限を持つ所管部署へ報告する。

(指導方針の継続および統一の確保)

第13条 指導検査の結果生じた疑義および条例または関係法令等の解釈については、関係課と調整または協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(関係部課との連携)

第14条 検査員は、関係部課と連携の上、事業者の指導検査に係る指導事項等の情報の把握に努めるものとする。

(指導検査情報の提供)

第15条 指導検査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、東京都等へ提供する。

2 指導検査の結果に係る施設等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の事業者への指導等に支障があると認める場合を除き、区ホームページに掲載し、区民に広く提供する。

(指導検査情報の公開)

第16条 指導検査に関する情報は、法令により非公開とされる場合を除き、原則として公開するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

○ 練馬区保育所等指導検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第14条第1項（第30条の3において準用する場合を含む。）、第38条第1項、第50条第1項および第58条の8第1項の規定に基づき、保育所、特定地域型保育事業者および特定子ども・子育て支援施設等（以下「保育所等」という。）に対して練馬区（以下「区」という。）が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、当該保育所等の運営が適切に行われることを検査することにより、その結果につき必要に応じ助言および指導を行うことをもって、一人一人の子どもが健やかに成長することができる環境を確保することを目的とする。

(指導検査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導検査の対象は、つぎに掲げる事業を区の区域内において行う保育所等とする。

(1) 保育所

法第7条第4項に規定する保育所

(2) 特定地域型保育事業者

法第29条第1項に規定する、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として区長が確認するつぎの地域型保育を行う事業者

ア 家庭的保育事業（法第7条第6項に規定する家庭的保育事業をいう。）

イ 小規模保育事業（法第7条第7項に規定する小規模保育事業をいう。）

ウ 居宅訪問型保育事業（法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）

エ 事業所内保育事業（法第7条第9項に規定する事業所内保育事業をいう。）

(3) 特定子ども・子育て支援施設等

法第30条の11第1項に規定する、施設等利用費の支給に係る施設または事業として区長が確認するつぎの子ども・子育て支援施設等

ア 認可外保育施設（法第7条第10項第4号ハに規定する施設をいう。）

イ 一時預かり事業（法第7条第10項第6号に規定する事業をいう。）

ウ 病児保育事業（法第7条第10項第7号に規定する事業をいう。）

(指導検査の基本方針)

第4条 指導検査は、練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第45号。以下「条例」という。）および法その他の関係法令等（以下「関係法令等」という。）に照らし、厳正に実施する。

2 指導検査において指摘すべき事項があった場合は、その発生原因および是正策を明らかにし、保育所等の適正かつ自律的な運営を促すための助言および指導を行う。

3 条例もしくは関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いているために、事業の運営に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、関係法令等の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。

4 指導検査の実施および指導検査結果の作成に当たっては、関係部課等との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(指導検査の形態等)

第5条 指導検査の形態は、集団指導、一般指導検査および特別指導検査とする。

2 集団指導は、第3条に定める指導検査の対象となる保育所等の設置者、施設長等（以下「設置者等」という。）を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。

3 一般指導検査は、指導検査事項全体について、保育所等の所在地等実地において行う検査を基本とする。ただし、必要に応じてあらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。

4 一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に保育所等から改善報告書等が提出された場合は、書面によるほか、必要に応じて現地で確認する検査を行うものとする。

5 特別指導検査は、つぎの各号のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を定め重点的または改善が図られるまで継続的に行う検査で、特命により行う指導検査をいい、実地で行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法、当該検査に係る保育所等の設置者等に対し出頭を求め、質問する方法等、効率的、効果的な方法を適宜用いて実施するものとする。

(1) 保育所等が条例もしくは関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

(2) 一般指導検査による改善が認められないとき。

(3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(指導検査実施方針および実施計画)

第6条 区は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、保育行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる指導検査実施方針および実施計画を、毎年度指導検査開始時まで別に定める。

2 保育所等の運営等に問題が発生した場合等必要があると認めるときは、前項の実施計画にかかわらず、適宜指導検査を実施する。

(指導検査基準)

第7条 区は、指導検査項目、条例および関係法令等、評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定める。

(一般指導検査の実施回数)

第8条 一般指導検査の実施回数は、原則として1年に1回以上とする。ただし、一般指導検査とは別に、区が巡回支援指導事業等による実地での調査等を行った保育所等にとっては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに開設された保育所等に対する一般指導検査については、当該開設の年度またはその翌年度の早期のうちに1回以上行うものとする。

(一般指導検査の実施)

第9条 区長は、一般指導検査を実施するときは、保育所等の設置者および施設長に対し、あらかじめ、指導検査の実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、指導検査を緊急に実施する必要があると認められる場合は、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行う。

- 2 一般指導検査の体制は、原則として保育所等の指導検査を担当する職員（以下「検査員」という。）2名以上で編成し、うち1名は係長級以上の職にある者を充てる。
- 3 一般指導検査の検査員は、検査基準に基づき、調査書等を参考に、分担して当該検査を実施する。この場合において、当該検査の検査員は、相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にある者が相互の関係を調整する。
- 4 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者等に対して、実地検査指導事項票を用いて、当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。
- 5 前項の講評は、係長級の職にある者は全般にわたる事項および担当検査事項について、他の検査員は自己の担当検査事項について行う。ただし、条例または関係法令等の解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評は行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 6 一般指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、法人・事業者等および施設等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

（一般指導検査後の取扱い）

第10条 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後その結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で、福祉部長に報告する。

- 2 一般指導検査の検査員は、前項の検討結果に基づく指導検査結果を、当該検査に係る保育所等の設置者および施設長宛てに文書で通知する。この場合において、検査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。
- 3 一般指導検査をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告および前項の規定による通知は、指導検査終了後速やかに行う。
- 4 一般指導検査結果の文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る保育所等の設置者に対し、原則として、当該文書到達後30日以内（特定子ども・子育て支援施設等については60日以内）に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。
- 5 関係部課、東京都等に対しては、必要に応じ、一般指導検査の結果を通知し、またはこれと協議を行うなど、連携を密にする。

（特別指導検査の実施）

第11条 区長は、特別指導検査を実施するときは、保育所等の設置者および施設長に対し、あらかじめ、指導検査の実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、指導検査の目的と効果を勘案し、特別指導検査の開始時に文

書を提示するなどの方法により行うことができる。

- 2 特別指導検査の体制は、原則として管理職を加えた検査員3名以上により実施する。
- 3 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者等に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 4 特別指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、法人・事業者等および施設等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

第12条 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、その概況を福祉部長に報告し、必要に応じて、関係部課、東京都等と協議する。

- 2 特別指導検査の検査員は、指導検査結果について、当該検査に係る保育所等の設置者および施設長宛てに、理由を付して文書で通知する。
- 3 特別指導検査結果に文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る保育所等の設置者に対し、原則として、当該文書到達後30日以内(特定子ども・子育て支援施設等については60日以内)に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続的に実施する。
- 4 改善状況報告書もしくは改善計画書が期限内に提出されないとき、または前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、関係法令等の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。
- 5 利用者支援に重大な影響が及んでいるなど、緊急を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに行政処分の権限を持つ所管部署へ報告する。

(指導方針の継続および統一の確保)

第13条 指導検査の結果生じた疑義および条例または関係法令等の解釈については、関係部課と調整または協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(東京都との連携)

第14条 区は、指導検査の実施に当たっては、東京都と必要な連携を行うこととする。

(指導検査情報の提供)

第15条 指導検査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、東京都等へ提供する。

(指導検査情報の公開)

第16条 指導検査に関する情報は、法令により非公開とされる場合を除き、原則として公開するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

○ 令和7年度 練馬区保育サービス指導検査実施方針・実施計画

1 策定根拠

練馬区保育所等指導検査実施要綱（平成27年7月23日27練教こ保第699号）第6条および練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱（平成27年7月23日27練教こ保第697号）第6条

2 基本方針

指導検査は、子ども・子育て支援法、児童福祉法その他の法令等の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）ならびに特定子ども・子育て支援施設の適正かつ円滑な運営および保育サービスの質の確保ならびに施設型給付費（委託費）、地域型保育給付費等の適正化を図ることに主眼を置いて実施する。

3 一般指導検査

施設または当該施設を運営する法人等の事務所に赴き、実施する。また、集団指導で提供した情報が事業者等の提供するサービスに適切に反映されているか確認する。

(1) 一般指導検査の重点項目

ア 運営関係

(ア) 職員の確保および処遇

- a 職員配置基準に定める職員の員数および資格を満たしているか。
- b 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- c 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- d 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

(イ) 安全対策の徹底

- a 児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。研修等の措置を講じるよう努めているか。
- b 在籍児に見合う基準面積が確保されているか。
- c 安全計画に基づく安全措置（研修および訓練等）の実施および消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。
- d 業務継続計画（感染症、非常災害）の策定および感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための対策に努めているか。

イ 保育内容関係

(ア) 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）の徹底

- a 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。
- b 保育所保育指針に基づく全体的な計画および指導計画の作成等がなされているか。

(イ) 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- a 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

- b アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- (ウ) 安全対策の徹底
 - a 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
 - b 食事中の誤嚥および窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
 - c プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
 - d 上記 a から c までにかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
 - e 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌 O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

ウ 会計関係

- (ア) 適切な会計処理の徹底
 - a 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
 - b 計算書類等が適正に作成されているか。
 - c 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
 - d 保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。
- (イ) 管理組織の確立
 - a 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
 - b 資産管理が適正に行われているか。
- (ウ) 契約事務の適正化
 - a 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
 - b 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。
- (エ) 施設型給付費（委託費）、地域型保育給付費等の請求および使途が適正か。
- (オ) 利用者負担金の取扱いが適切か。

(2) 一般指導検査対象施設等の選定

6実施計画(1)の対象施設については、以下のとおりとする。

ア 選定方針

令和7年4月1日時点で現存する施設から選定する。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められる場合、指導検査の対象とする。

イ 選定基準

- (ア) 苦情等が多く寄せられている施設またはその内容から運営状況の確認を要する施設
- (イ) 新規の開設または開設2年目の施設
- (ウ) 当該施設を運営する社会福祉法人が区の法人監査の時期に当たる施設
- (エ) 東京都が指導検査または立入調査を実施する施設
- (オ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

4 集団指導

指導対象となる施設に対し、動画配信等の方法により行う。

(1) 集団指導の重点項目

ア 運営に関する基準について

イ 指導事例等について

(2) 集団指導対象施設の選定

ア 選定方針

令和7年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められる場合、集団指導の対象とする。

イ 対象施設

(ア) 特定教育・保育施設

(イ) 特定地域型保育事業

a 家庭的保育事業

b 小規模保育事業

c 事業所内保育事業

(ウ) 特定子ども・子育て支援施設等

a 認可外保育施設

b 一時預かり事業

5 関係団体等との連携等

(1) 情報提供

指導検査の結果等を東京都に提供することにより、情報の共有化および指導検査の効率化を図る。

(2) 東京都との合同検査等

児童福祉法に基づく東京都の指導検査と、子ども・子育て支援法に基づく区の指導検査を合同で実施する。このほか、東京都が実施する指導検査に立ち会う。

(3) 社会福祉法人係との連携

ア 一体的検査

練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、社会福祉法人と施設との一体的検査を実施する。

イ 会計検査

指導検査の効果を高めるため、社会福祉法人が設置している施設の指導検査の検査員に社会福祉法人系の職員を充てるなど、必要な連携を行う。

(4) 関係部課等との連携

指導検査の実施等においては、保育課等の関係部署等との情報交換を十分図るとともに、指導検査の効果を高めるため、必要に応じて指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。

6 実施計画

(1) 一般指導検査

対象施設数 151施設

個別の対象施設については、別に定める。

(2) 集団指導

上記4(2)の施設を対象に実施する。

(3) 実施時期

ア 一般指導検査

令和7年5月から令和8年2月までの間で実施する。対象施設ごとの実施時期については、別に定める。

イ 集団指導

令和8年3月(予定)

(4) その他

感染症拡大防止のため、基本的な感染症対策の徹底を図った上で、対象施設に対する指導検査の実施について、適切に対応する。

○ 練馬区介護保険施設等指導および監査実施要綱

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第114条の2第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項および第115条の45の7第1項の規定に基づき、介護保険施設等に対して、練馬区（以下「区」という。）が行う指導および監査について、必要な事項を定めるものとする。

（指導および監査の目的）

第2条 指導および監査は、介護保険施設等に対して行う介護給付、予防給付および第1号事業支給費の支給（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容、介護給付等に係る費用（以下「介護報酬等」という。）の請求ならびに業務管理体制の整備等に関し、法令、通達および区が別に定める指導に係る基準（以下「指導基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保と利用者保護、介護給付等の適正化および業務管理体制の適正な整備・運用を図ることを目的とする。

（指導および監査の対象）

第3条 この要綱に基づく指導および監査の対象は、つぎに掲げる介護保険施設等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設および介護医療院
- (6) 指定介護予防サービス事業者
- (7) 居宅介護および介護予防のための住宅改修を行う者等
- (8) 指定介護予防支援事業者
- (9) 第1号事業を行う指定事業者
- (10) 前各号（第7号を除く。）に掲げる者の特例によりサービスを行う者

（指導方針）

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬等の請求および業務管理体制の整備等に関する事項について周知徹底させるとともに、指導基準等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行うことを方針とする。

（指定市町村事務受託法人）

第4条の2 区は、運営指導に当たり、法第23条に基づく文書の提出等について、法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「事務受託法人」という。）に対し、業務の一部を委託することができる。

（指導形態等）

第5条 指導の形態は、つぎに定めるとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる介護保険施設等を、必要な指導の内容に応じ、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。ただし、必要と認めるときは、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。）の活用による動画の配信等により実施することができる。

(2) 運営指導

ア 運営指導の形態

運営指導は、つぎの（ア）から（ウ）までの内容について、原則、実地に行い、区長が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働大臣および都道府県知事もしくは区長、または都道府県知事および区長が合同で行うものを「合同指導」とする。この場合において（ア）から（ウ）までの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

（ア） 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

（イ） 最低基準等運営体制指導

指導基準等に規定する運営体制に関する指導（（ウ）に関するものを除く。）

（ウ） 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度

運営指導は、指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施するものとする。ただし、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防支援事業者については、指定の有効期間内に2回以上実施するよう努めるものとする。

ウ 運営指導の内容

（ア） 運営指導の実施に当たっては、指導基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、ア（ア）および（イ）については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）および標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。

（イ） 運営指導（ア（ア）および（イ）に限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

（指導対象）

第6条 指導は全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定についてはつぎに掲げる選定基準および一定の方針に基づき行う。

(1) 集団指導の対象

集団指導は、区が指定権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行い、その指導内容等により、サービス種別ごとに実施するものとする。

(2) 運営指導の対象

ア 一般指導

(ア) 一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、計画的に実施できるよう、原則毎年度、介護保険施設等を選定する。

(イ) その他、特に一般指導が必要と認められる介護保険施設等を選定する。

イ 合同指導

一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

(3) 東京都知事との連携

区長は、東京都知事と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導および運営指導の実施に努めるものとする。

2 介護保険施設等に対し、都道府県および他の区市町村が一般指導等を行った結果、特に問題が認められなかった介護保険施設等については、当該年度における区の運営指導は省略して差し支えないものとする。

(指導の実施方針および実施計画)

第7条 指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項等に掲げる指導実施方針(以下「実施方針」という。)を、毎年度、別に定めるものとする。

2 前項に規定する実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成等を含む実施計画を、毎年度、別に作成するものとする。

(指導の実施方法)

第8条 指導の実施方法は、つぎに定めるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を、当該介護保険施設等に文書により通知する。

イ 指導方法

実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等工夫する。この場合において、集団指導に欠席した介護保険施設等には、当日使用した資料を練馬区ケア倶楽部等のホームページに掲載する等必要な情報提供に努めるとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 実施通知

指導の対象となる介護保険施設等を決定したときは、あらかじめ運営指導の根拠規定および目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等ならびに当日の進め方、流れ等を文書により、当該介護保険施設等に原則として1月前までに通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導の当日に通知を行うことができるものとする。

イ 指導方法

指導方法は、つぎに定めるとおりとする。

(ア) 運営指導は、指導基準等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。

(イ) 業務管理体制の整備・運用状況の確認等に当たっては、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（令和6年4月4日老発0404第3号厚生労働省老健局長通知）を踏まえ実施する。

(ウ) 施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導および報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ウ 運営指導の留意点

(ア) 所要時間の短縮等

運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等と区双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

(イ) 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同日または連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

(ウ) 関連する法律に基づく監査の同時実施

老人福祉法（昭和38年法律第133号）等の法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、自治体の担当部門間で調整を行い、同日または連続した日程で行うことを一層推進する。

(エ) 運営指導で準備する書類等

運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前または当日に提出を求める資料および書類の写し等については1部とし、区が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時および変更時に提出されているもの等をいう。）については再提出を求めない。また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

(オ) 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人当たり1名から2名までの利用者についてその記録等を確認する。

(カ) 事務受託法人の活用

実施体制等により単独での実施が困難な場合や第5条第2号イで規定する実施頻度で実施することが困難な場合は、事務受託法人を活用する。

エ 指導結果の通知等

運営指導の結果、人員、施設および設備または運営について改善を要すると認められる事項および介護報酬請求について、不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日、文書によりその旨の通知を行うものとする。

オ 報告書の提出

当該介護保険施設等に対してエにより通知した事項については、原則として当該通知が到達した日から30日以内に、改善状況報告書の提出を求めるものとする。

カ 指導体制

運営指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(調査書類の提出)

第9条 運営指導等の実施に当たって、介護保険施設等にあらかじめ指導に必要となる書類の提出を求めることができる。

(監査への変更)

第10条 運営指導を実施中につき当該状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査および確認を行うものとする。

(1) 区長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合またはその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合またはその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合またはその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命または身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合またはその疑いがあると認められる場合

(指導に当たっての留意点)

第10条の2 指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特につぎの事項に留意するものとする。

(1) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。

- (2) 適正な事業運営等に関し効果的な取組を行っている介護保険施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。
- (3) 運営指導は、指導基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- (4) 運営指導における個々の指導に当たっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- (5) 運営指導の際、介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や介護保険施設等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することを可能とする。

(監査方針)

第11条 監査は、介護給付等対象サービスの内容について、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、介護報酬等の請求について不正もしくは著しい不当が疑われる場合、または介護給付等対象サービスの利用者または入所者もしくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき区が虐待の認定を行った場合もしくは高齢者虐待等により利用者等の生命または身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、区が、当該介護保険施設等に対し報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、出頭を求め、または当該職員に関係者に対して質問させ、もしくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査の選定基準)

第12条 監査は、つぎに掲げる情報等から指定基準違反等または人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合または高齢者虐待等により利用者等の生命または身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会および保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報

法第23条により指導を行った場合に、区が介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等および人格尊重義務違反

(3) 業務管理体制の不適切な整備・運用状況

(監査方法等)

第13条 監査の実施方法は、つぎに定めるとおりとする。

(1) 指定の権限がある介護保険施設等に対する監査

ア 実施通知

監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、つぎに掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。ただし、法第23条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(ア) 監査の根拠規定

(イ) 監査の日時および場所

(ウ) 監査担当者

(エ) 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

(オ) 必要な書類等

(カ) 虚偽の報告または答弁、検査忌避等に関する罰則規定

イ 情報提供等

監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者および監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等または指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての区市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(2) 指定権限等が都道府県にある介護保険施設等に対する区による監査

ア 実施通知

前号アに準ずる。

イ 情報提供等

指定または許可の権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等および指定介護予防サービス事業者等について、監査を行う場合、都道府県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。

ウ 都道府県への通知

監査により指定基準違反等または人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって都道府県知事に通知する。ただし、都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。

(行政上の措置)

第14条 監査後の行政上の措置は、つぎに定めるところによる。

(1) 勧告

ア 介護保険施設等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができる。

イ アの規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ アの規定による勧告を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

ア 前号の規定による勧告を受けた介護保険施設等が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ アの規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

ウ アの規定による命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等

指定基準違反等または人格尊重義務違反の内容等が、法第 78 条の 10、第 84 条第 1 項、第 115 条の 19、第 115 条の 29 および第 115 条の 45 の 9 の規定に該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止をすることができる。

(4) 行政上の措置の公表等

監査の結果、前号の規定による指定取消し等の処分を行ったときは、法の規定に基づき速やかにその旨を公示する。この場合において、法第 78 条の 11 第 4 号および第 115 条の 20 第 3 号に該当する場合は、その旨を東京都知事に対し届け出る。

(5) その他

監査の結果については、文書により通知する。ただし、第 1 号から第 3 号までに該当する場合は、それらの通知に代えることができる。また、第 1 号から第 3 号までに該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

(聴聞等)

第 15 条 監査の結果、当該介護保険施設等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行う。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しないものとする。

(経済上の措置)

第 16 条 監査後の経済上の措置は、つぎに定めるとおりとする。

(1) 不正利得となる返還金の徴収の要請

取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第 22 条第 3 項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払に係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(2) 返還金の徴収方法

前号の不正利得については、原則として、法第 22 条第 3 項の規定により当該返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(3) 返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象となったサービス介護保険施設等に対して、当該自己負担額における過払いを要介護者等に返還するよう指導するものとする。

(指定取消し等処分ができる事由)

第17条 指定基準に従った適正な運営が行われておらず、指定取消し等処分ができる事由は、つぎに定めるとおりとする。

- (1) 法第78条の10各号に該当する場合
- (2) 法第84条第1項各号に該当する場合
- (3) 法第115条の19各号に該当する場合
- (4) 法第115条の29各号に該当する場合
- (5) 法第115条の45の9各号に該当する場合
- (6) 利用者の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合

(都道府県への通知)

第18条 指導または監査を行った結果、つぎに該当すると認めるときは、その旨を当該事業所の所在地の都道府県知事に通知する。

- (1) 法第74条第1項、第88条第1項、第97条第2項および第115条の4第1項で定める員数を満たしていない場合
- (2) 法第74条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第111条第3項および第115条の4第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合
- (3) 法第77条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第114条の6第1項および第115条の9第1項に該当する場合
- (4) 法第100条第3項および第114条の2第3項に該当する場合

(関係機関等との連携)

第19条 指導の効果を高めるために、東京都および他の保険者ならびに連合会との連携を図るものとする。

2 指導等の実施状況等については、必要に応じて厚生労働省および東京都に報告するものとする。

3 業務管理体制の整備に係る指導および監査に当たり、介護保険施設の指定権者等と当該事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合においては、円滑に業務を遂行するため、情報共有や情報提供等により、関係機関等との連携を十分に図る。

(監査に当たっての留意事項)

第19条の2 法第197条第2項の規定に基づき、監査および行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

(指導および監査情報の提供)

第20条 指導および監査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、介護保険施設等の事業活動区域に該当する他の区市町村（保険者）に提供する。

2 指導および監査の結果に係る事業所等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の介護保険施設等への指導等に支障があると認めた場合を除き、区ホームページに掲載し、区民へ広く提供する。

（検査証の携帯）

第 21 条 区長は、法第 42 条第 4 項、第 42 条の 3 第 3 項、第 45 条第 8 項、第 47 条第 4 項、第 49 条第 3 項、第 54 条第 4 項、第 54 条の 3 第 3 項、第 57 条第 8 項、第 59 条第 4 項、第 76 条第 1 項、第 78 条の 7 第 1 項、第 83 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 100 条第 1 項、第 114 条の 2 第 1 項、第 115 条の 7 第 1 項、第 115 条の 17 第 1 項、第 115 条の 27 第 1 項、第 115 条の 33 第 1 項および第 115 条の 45 の 7 第 1 項に規定する監査を行うときは、当該監査を行う職員に練馬区介護保険検査証（様式）を携帯させるものとする。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

○令和7年度 練馬区介護保険施設等指導実施方針・実施計画

1 策定根拠

練馬区介護保険施設等指導および監査実施要綱（平成18年10月10日18練福介第3096号。以下「要綱」という。）第7条

2 基本方針

指導は、介護保険法その他の法令等の規定に基づき、利用者本位のサービスが提供されているか、適正な保険給付が確保されているか、サービスに係る指定基準等は遵守されているか、高齢者虐待防止等および個人情報の保護に関して適切な措置を講じているか等に主眼を置いて実施する。

3 運営指導

介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況の確認のため、原則、実地において行う。また、集団指導で提供した情報が事業者等の提供するサービスに適切に反映されているか確認する。

なお、指導の一部については、介護保険法第24条の2に定める指定市町村事務受託法人に書類確認等の事務を委託する場合がある（夜間対応型訪問介護、老人保健施設、介護予防支援を除く）。

(1) 運営指導の重点項目

ア 人員関係（全サービス）

人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。

イ 運営関係

(ア)全サービス

- a 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- b 職場におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じているか。
- c 利用者および利用者家族から個人情報の利用の同意を得ているか。
- d 個別サービス計画の作成、見直し、記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- e 利用者ごとの個別サービス計画に基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について理解しているか。
- f 居宅サービス計画または個別サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。
- g 苦情および事故発生時に必要な措置を講じているか。
- h 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止や身体拘束等の適正化のため、担当者の設置や委員会の開

催、指針の策定等必要な体制等の整備を行うとともに、従業者に対し、定期的に研修を実施する等の必要な措置を講じているか。

- i 業務継続計画（感染症、非常災害）の策定ならびに必要な研修、訓練および計画の見直しを行っているか。
- j 感染症の予防およびまん延の防止のため、委員会の開催、研修および訓練を必要な回数実施するとともに、指針を整備する等必要な措置を講じているか。

(イ) 居宅介護支援、介護予防支援

- a 利用者に対してアセスメントやモニタリングを適切に実施し、または、サービス担当者会議などを通じて、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、利用者の心身の状況や意向などサービス提供にあたって必要な情報を把握しているか。
- b 居宅サービス計画原案は記載漏れがないか、居宅サービス計画の各帳票に整合性があるか。
- c 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。

(ウ) 施設、通所事業所

- a 地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練を実施しているか。
- b 運営推進会議等を設置し、会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望等を聴く機会を設けているか。

ウ 介護報酬関係（全サービス）

介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

特に各種加算等については、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別サービス計画に基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているか。

(2) 運営指導対象施設等の選定基準

ア 選定方針

原則として、令和7年4月1日現在の指定施設等を対象とするが、年度途中で指定を受けた施設等についても、適宜、運営指導の対象とする。

なお、より重点的かつ効率的に運営指導を行うため、以下の基準に基づき選定し実施する。

- ・ 前回の指導から一定の期間が経過した施設等
- ・ 開設後、未実施の施設等
- ・ 居宅介護支援事業所または地域密着型通所介護事業所で、令和7～8年度に指定更新手続きの対象で、指定有効期間内に運営指導の実施が1回以下の施設等
- ・ 前年度までの運営指導による指導項目の改善状況が不十分な施設等

- ・ 苦情や通報等により運営指導での確認が必要と判断した施設等
- ・ 不正があった居宅サービス事業所の利用者の給付管理を行っていた居宅介護支援事業所
- ・ 国保連介護給付適正化システムの活用により特異傾向を示している施設等
- ・ 令和6年度集団指導受講確認書が未提出の事業所

イ 対象施設等

つぎのサービスを提供する施設等を対象とする。

(ア) 居宅サービス

- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 短期入所生活介護

(イ) 地域密着型サービス

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

(ウ) 居宅介護支援

(エ) 施設サービス

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設

(オ) 介護予防支援

(3) 実施頻度

運営指導の頻度については、指定有効期間に最低でも1回以上実施することとする。ただし、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所については、指定有効期間内に2回以上実施するよう努めるものとする。

4 集団指導

介護サービス事業者に対し、動画配信等の方法により指導を行う。

(1) 集団指導の重点項目

- ア 介護サービス事業者の適正な運営の確保のため、令和7年度の運営指導での指導事例の解説を行う。
- イ 法令・基準等の改正や感染症対策等必要な情報について提供する。

(2) 集団指導対象事業所の選定基準

- ア 選定方針

原則として、実施通知発送時、指定を受けている区内事業所とする。ただし、実施通知発送後に指定を受けた事業所についても、適宜、集団指導の対象とする。

イ 対象事業所

つぎのサービスを提供する事業者を対象とする。

(ア) 居宅サービス

- ・ 訪問介護
- ・ 通所介護

(イ) 地域密着型サービス

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

(ウ) 居宅介護支援

(エ) 介護予防支援

5 関係団体等との連携等

(1) 情報提供

東京都および他自治体に、必要な情報または資料の提供、指導等の結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

(2) 社会福祉法人係との連携

練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する施設等の指導については、社会福祉法人と施設等との一体的検査を実施する。

(3) 関係部署との連携

必要に応じて、介護保険課、総合福祉事務所等の関係部署と運営指導の実施結果等について情報共有を図る。

情報共有を図るため、介護保険課と月1回程度情報交換会を開催する。

6 実施計画

(1) 運営指導

対象事業所数 190事業所

(2) 集団指導

上記4(2)イの事業所を対象に実施する。

(3) 実施時期

ア 運営指導

令和7年4月から令和8年1月まで（予定）

イ 集団指導

令和8年3月（予定）

(4) その他

感染症拡大防止のため、基本的な感染症対策の徹底を図った上で、指導の実施について、適切に対応する。

第4 指導検査関連ホームページ

1 練馬区

指導検査担当課のページです。社会福祉法人係、障害福祉サービス検査係、保育サービス検査係、介護サービス検査係の指導検査の概要、集団指導配布資料、各種様式等を掲載しています。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/chiiikifukushi/fukusiservice/index.html>

2 東京都福祉局

(1) 社会福祉法人・施設等指導検査基準

社会福祉法人指導監査ガイドラインや社会福祉施設等の検査基準が掲載されています。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/youkoutou/kijyun.html>

(2) 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

東京都福祉局が実施した指導検査の結果が掲載されています。

<https://www.info.fukushikensa.metro.tokyo.lg.jp/s/home>

(3) 東京都障害者サービス情報

東京都に申請し指定を受けた事業所を検索することができるほか、指定申請や変更届、各種様式等が掲載されています。

<https://www.shougai.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

(4) 東京都介護サービス情報

都内指定事業者の情報やQ & A等が掲載されています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

3 福ナビ とうきょう福祉ナビゲーション

公益財団法人東京都福祉保健財団による東京の福祉に関する総合情報サイトです。福祉関連の最新情報が掲載されており、各区市の福祉事業所が検索できるほか、福祉サービス第三者評価の結果がご覧いただけます。

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

練馬区指導検査報告書 【令和7年度（2025年度）】

令和8年（2026年）6月発行

編 集 練馬区福祉部指導検査担当課
社会福祉法人係（03-5984-1318）
障害福祉サービス検査係（03-5984-1672）
保育サービス検査係（03-5984-1615）
介護サービス検査第一・第二係（03-5984-1646）
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1